

旅客營業規則

旅 客 営 業 規 則

第1編 総 則

第 1 条	目的	1
第 2 条	適用範囲	1
第 3 条	用語の意義	1
第 4 条	運賃・料金の前払いの原則	2
第 5 条	契約の成立時期および適用規定	2
第 6 条	旅客の運送の制限または停止	2
第 7 条	運行不能の場合の取扱い	3
第 8 条	キロ程の端数計算	3
第 9 条	期間の計算	4
第10条	乗車券に対する証明	4
第11条	旅客の提出する書類	4

第2編 旅客営業

第1章 通 則

第12条	乗車券の購入および所持	5
第13条	キロ程	5

第1章 乗車券の発売

第1節 通 則

第14条	乗車券の種類	6
第15条	乗車券の発売箇所	6
第16条	乗車券の発売範囲	6
第17条	乗車券の発売日	7
第18条	乗車券の発売時間	7
第19条	乗車後における割引乗車券の発売制限	7
第20条	割引乗車券等の不正使用の場合の取扱いおよび割引証等の監査	8
第21条	割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合	9

第2節 普通券の発売

第22条	普通券の発売	10
第23条	被救護者割引普通券の発売	11
第24条	被救護者割引証	12
第25条	臨時特殊割引普通券の発売	12

第3節 定期券の発売

第26条	通勤定期券の発売	13
第27条	通学定期券の発売	14

第4節 回数券の発売

第28条 回数券の発売	15
第29条 削除	

第5節 団体券の発売

第30条 団体券の発売	17
第31条 団体旅客運送の申し込み	18
第32条 団体旅客運送の引き受け	18
第33条 団体旅客申込人員等の変更	18
第34条 責任人員	18
第35条 団体旅客に対する保証金	19
第36条 一部区間不乗の団体券の発売	19

第6節 貸切券の発売

第37条 貸切券の発売	20
第38条 貸切旅客運送の申し込み	20
第39条 貸切旅客運送の引き受け	20
第40条 貸切旅客に対する保証金等	20

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

第41条	旅客運賃計算上の原則	21
第42条	旅客運賃の計算に使用するキロ程	21
第43条	駅間において旅客の取扱いを認めた場合の旅客運賃の計算	21
第44条	旅客の区分および旅客運賃の収受	21
第45条	小児の旅客運賃	22
第46条	旅客運賃割引の重複適用の禁止	22

第2節 普通旅客運賃

第47条	大人片道普通旅客運賃	23
第48条	割引の片道普通旅客運賃	23
第49条	往復乗車の場合の普通旅客運賃	23
第50条	被救護者割引	23
第51条	臨時特殊割引	23

第3節 定期旅客運賃

第52条	大人定期旅客運賃	24
第53条	割引の定期旅客運賃	24

第4節 回数旅客運賃

第54条	回数旅客運賃	25
第55条	削除	
第56条	割引の回数旅客運賃	25

第5節 団体旅客運賃

第57条	団体旅客運賃	26
第58条	団体旅客運賃の計算	27
第59条	実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃	27
第60条	団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算	27

第6節 貸切旅客運賃

第61条	貸切旅客運賃	28
第62条	貸切旅客運賃の最低額	28
第63条	使用車両定員超過の場合の旅客運賃	28
第64条	貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算	28

第7節 料 金

第65条	車両の留置料金	29
第66条	車両の留置料金の収受	29
第67条	貸切扱い取消の場合の回送料	29

第4章 乗車券の効力

第1節 通 則

第68条	乗車券の使用条件	30
第69条	効力の特例	30
第70条	券面表示事項が不明となった乗車券	30
第71条	乗車券裏面の磁気不良となった乗車券	31
第72条	不乗区間に対する取扱い	31
第73条	有効期間の起算日	31
第74条	小児用乗車券の効力の特例	31
第75条	乗車券不正使用未遂の場合の取扱い	31

第2節 乗車券の効力

第76条	有効期間	32
第77条	継続乗車	32
第78条	途中下車の禁止	33
第79条	回数券の同時使用	33
第80条	改氏名の場合の定期券の書換え	33
第81条	乗車券が前途について無効となる場合	33
第82条	定期券以外の乗車券が無効となる場合	34
第83条	定期券が無効となる場合	35
第84条	通学定期券の効力	36
第85条	放送大学回数券または通学回数券の効力	38
第86条	被救護者割引乗車券の効力	38

第5章 乗車券の様式

第1節 通 則

第87条	乗車券の表示事項	39
第88条	この章に規定する乗車券様式の変更または補則等	39
第89条	地模様の印刷	40
第90条	乗車券の駅名表示	40
第91条	旅客運賃の割引等に対する表示	40

第2節 乗車券の様式

第1款 普通券の様式

第92条 普通券の様式	41
第93条 車内補充券の様式	42

第2款 定期券の様式

第94条 定期券の様式	43
-------------------	----

第3款 回数券の様式

第95条 回数券の様式	44
-------------------	----

第4款 団体券の様式

第96条 団体券の様式	46
第97条 団体数取券および団体分乗券の様式	47

第5款 貸切券の様式

第98条 貸切券の様式	48
-------------------	----

第6章 乗車券の改札および引き渡し

第1節 通 則

第99条 乗車券の改札	49
第100条 乗車券の引き渡し	50

第2節 乗車券の改札および引き渡し

第101条 普通券の改札および引き渡し	51
第102条 定期券の改札および引き渡し	51
第103条 回数券の改札および引き渡し	51
第104条 団体券および貸切券の改札および引き渡し	51

第7章 乗車変更等の取扱い

第1節 通 則

第105条 乗車変更等の取扱箇所	52
第106条 払戻請求権行使の期限	52
第107条 乗車変更した場合の旅客運賃の収受または払い戻しの既収額	53

第2節 乗車変更等の取扱い

第1款 通 則

第108条	乗車変更の種類	54
第109条	乗車変更の取扱範囲	54
第110条	割引乗車券を所持する旅客に対する乗車券の取扱制限	54
第111条	乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間	54
第112条	別途乗車	54

第2款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

第113条	乗車券変更	55
-------	-------	----

第3款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

第114条	普通券の区間変更	56
第115条	団体券の変更	56

第3節 旅客の特殊取扱い

第1款 通 則

第116条	旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還	57
第117条	乗車変更等の手数料の払い戻し	57
第118条	旅客運賃の払い戻しをしない場合	57

第2款 無 札

第 119 条	無札および不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受	58
第 120 条	定期券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受	59
第 121 条	無札旅客の乗車駅不明の場合	60

第3款 紛 失

第 122 条	乗車券紛失の場合の取扱い	61
第 123 条	再収受した旅客運賃の払い戻し	62
第 124 条	団体券または貸切券紛失の場合の取扱い	63

第4款 任意による旅行の取りやめ

第125条	旅行開始前の旅客運賃の払い戻し	64
第126条	使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払い戻し	64
第127条	旅行開始前の団体旅客運賃および貸切旅客運賃の払い戻し	64
第128条	旅行開始後の旅客運賃の払い戻し	65
第129条	不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合	65
第130条	定期券使用開始後の旅客運賃の払い戻し	66
第131条	回数券使用開始後の旅客運賃の払い戻し	66
第132条	旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払い戻し	67
第133条	傷い疾病等の場合の証明	68
第134条	有効期間延長および旅客運賃払い戻しの特例	68

第5款 運行不能および遅延

第135条	列車の運行不能または遅延の場合の取扱い	69
第136条	旅行中止による旅客運賃の払い戻し	69
第137条	乗車券の有効期間延長の取扱い	70
第138条	無貨送還の取扱い	70
第139条	他経路乗車の取扱い	71
第140条	旅客運賃の払い戻し駅	72
第141条	不通区間の別途旅行の取扱い	72
第142条	運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払い戻し	72

第6款 誤乗および誤購入

第143条	誤乗区間の無賃送還	73
第144条	誤乗区間無賃送還の取扱い	73
第145条	乗車券の誤購入の場合の取扱い	74

第8章 入場券

第146条	入場券の発売	75
第147条	入場料金	75
第148条	入場券の効力	75
第149条	入場券が無効となる場合	75
第150条	入場券の様式	76
第151条	入場券の改札および引き渡し	76
第152条	無札入場者	76
第153条	入場料金の払い戻し	76

第9章 手回り品

第154条	手回り品および持込禁制品	77
第155条	危険品のうち適用除外の物	78
第156条	無料手回り品	78
第157条	有料手回り品および普通手回り品料金	79
第158条	普通手回り品切符の様式	80
第159条	普通手回り品切符の効力	80
第160条	削除	
第161条	削除	
第162条	持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処理	83

規則目次

第 163 条	持込禁制品を持ち込もうとした場合の処理	83
第 164 条	旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処理	83
第 165 条	手回り品の保管	83

旅 客 営 業 規 則

第 1 編 総 則

（目的）

第 1 条 この規則は、神戸電鉄株式会社（以下「社」という。）の旅客の運送およびこれに付帯する業務（以下「旅客の運送」という。）について、合理的な取扱方を定め、利用者の利便と事業の能率的な遂行を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 条 社による旅客の運送については、別に定める場合を除いて、この規則を適用する。ただし、神戸高速線による旅客の運送については、神戸高速線旅客営業規則を適用する。

（用語の意義）

第 3 条 この規則のおもな用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 「社線」とは、社の経営する第 1 種鉄道事業線をいう。
- (2) 「駅」とは、旅客の乗降を行なうために使用される場所をいう。
- (3) 「駅長」とは、駅長またはこれの代行者をいう。
- (4) 「列車」とは、旅客の運送を行う列車をいう。
- (5) 「乗車券類」とは、第 14 条に規定する乗車券、及び第 146 条に規定する入場券をいう。
- (6) 「手回り品切符」とは、第 154 条に規定する普通手回り品切符をいう。
- (7) 「旅行開始」とは、旅客が旅行を開始する駅において、乗車券の改札を受けて入場することをいう。
- (8) 「旅行終了」とは、旅客が旅行を終了する駅において、乗車券の改札を受けて出場することをいう。
- (5) 「危険品」とは、別表第 1 号に掲げる物品をいう。

[参考] 其他のおもな用語

旅客の運送…規 1、被救護者…規 23、指定学校…規 27、端数計算…規 48、乗車変更…規 108、乗越…規 114、区間変更…規 114、方向変更…規 114、調整期間…程 31、不乗証明書…程 131

（運賃・料金の前払いの原則）

第 4 条 旅客の運送の契約の申し込みを行おうとする場合、旅客は現金をもって、所定の運賃・料金を支払うものとする。ただし、社が特に認めた場合は、後払いとすることができる。

[運賃の前払い…鉄道営業法 15]

（契約の成立時期および適用規定）

第 5 条 旅客の運送の契約は、その成立について別段の意思表示があった場合を除き、旅客が所定の運賃・料金を支払い、乗車券等その契約に関する証票の交付を受けた時に成立する。

2 前項の規定によって契約の成立した時以降における取扱いは、別段の定めをしない限り、すべて契約の成立した時の規定による。

3 旅客は社に対し、一旦成立した第 1 項の契約について、旅客の権利を制限し、または旅客の義務を加重する場合で、信義則に反して旅客の利益を一方的に害すると認められる場合を除き、一方的に撤回や解消をすることができないものとする。

4 この規則の各条項は、社会情勢の変化その他の合理的必要性がある場合は、契約の目的に反せず、かつ、相当な範囲において変更できるものとする。

5 前項によるこの規則の変更に際しては、変更後の規則の内容と適用開始日を、駅における掲示、インターネットにおける公表その他相当の方法であらかじめ公表するものとし、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとする。

[団体旅客運送契約および貸切旅客運送契約とその予約…規 31・38]

（旅客の運送の制限または停止）

第 6 条 旅客の運送の円滑な遂行を確保するため必要があるときは、次の各号に掲げる制限または停止をすることがある。

(1) 乗車券および入場券の発売駅・発売枚数・発売時間・発売方法の制限または発売の停止

(2) 乗車区間・乗車経路・乗車方法・入場方法または乗車する列車の制限

(3) 手回り品の長さ・容積・重量・個数・品目・持込区間または持ち込みの列車制限

2 前項の制限または停止をする場合は、その旨を関係駅に掲示する。

[入場券の使用を制限した場合の入場料金の払い戻し…規 153]

（運行不能の場合の取扱い）

第 7 条 列車の運行が不能となった場合は、その不通区間内着となる旅客またはこれを通過しなければならない旅客の取扱いをしない。ただし、運輸上支障のない場合で、かつ、旅客が次の各号に掲げる条件を承諾するときは、その不通区間内着または通過となる乗車券を発売することがある。

- (1) 不通区間については、任意に旅行する。
 - (2) 不通区間に対する旅客運賃の払い戻しの請求をしない。
- 2 列車の運行が不能となった場合であっても、他の運輸機関の利用またはその他の方法によって連絡の措置をして、その旨を関係駅に掲示したときは、その不通区間は開通したものとみなして、旅客の取扱いをする。

（キロ程の端数計算）

第 8 条 営業キロ程を用いて運賃を計算する場合の 1 キロメートル未満の端数は、1 キロメートルに切り上げる。

（期間の計算）

第 9 条 期間の計算をする場合は、その初日は時間の長短にかかわらず、1 日として計算する。

[有効期間の起算日…規 73]

（乗車券に対する証明）

第 10 条 社において、乗車券等旅客の運送の契約に関する証票に証明を行なう場合は、当該証票に証明事項を記入して、相当の証印を押印する。

（旅客の提出する書類）

第 11 条 旅客の運送の契約に関して、旅客が社に提出する書類は、インキまたはボールペンをもって記載し、かつ、特に定めるものを除いては証印を押印する。

2 旅客は、前項の規定による書類の記載事項の一部を訂正した場合は、訂正箇所に対応の証印を押印しなければならない。

第 2 編 旅客営業

第 1 章 通 則

（乗車券の購入および所持）

第 12 条 列車に乗車する旅客は、所定の発売箇所において、当該乗車に有効な乗車券を購入し、旅行開始から旅行終了まで、常にこれを所持しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、社の承諾を得て乗車券を購入しないで乗車した旅客は、この規則に定める方法により、所定の発売箇所において、速やかに相当の乗車券を購入しなければならない。

3 社の承諾を得ず、乗車券を所持しないで旅行を開始した旅客（以下「無札旅客」という。）は、途中駅又は下車駅で所定の運賃を支払わなければならない。

[乗車券の所持…鉄道営業法 15]

（キロ程）

第 13 条 旅客運賃の計算その他旅客運送の条件をキロメートルをもって定める場合は、別表第 2 号の営業キロ程による。

第 2 章 乗車券の発売

第 1 節 通 則

（乗車券の種類）

第 14 条 乗車券の種類は、次のとおりとする。

- (1) 普通乗車券（以下「普通券」という。）
 - ①片道乗車券（以下「片道券」という。）
 - ②往復乗車券（以下「往復券」という。）
- (2) 定期乗車券（以下「定期券」という。）
 - ①通勤定期乗車券（以下「通勤定期券」という。）
 - ②通学定期乗車券（以下「通学定期券」という。）
- (3) 回数乗車券（以下「回数券」という。）
 - ①普通回数乗車券（以下「普通回数券」という。）
- (4) 団体乗車券（以下「団体券」という。）
- (5) 貸切乗車券（以下「貸切券」という。）

（乗車券の発売箇所）

第 15 条 乗車券は、駅または社が乗車券の発売を委託したものが営む営業所において発売する。

- 2 乗車券は、前号に規定するほか、社が臨時に設置した乗車券発売所において発売することがある。

（乗車券の発売範囲）

第 16 条 駅において発売する乗車券は、その駅から有効なものに限って発売する。

ただし、定期券・回数券・団体券または貸切券を発売する場合および前条第 1 項により乗車券を委託発売する場合は、この限りでない。

（乗車券の発売日）

第 17 条 乗車券は、別に定める場合を除いて、発売当日から有効となるものを発売する。

[別に定める場合…程 16]

（乗車券の発売時間）

第 18 条 駅における乗車券の発売時間は、その駅に発着する始発列車の乗車に必要な時刻から終発列車の発車予定時刻までとする。

2 前項の規定にかかわらず、定期券、回数券、団体券、貸切券については、その発売時間を別に定めることがある。

3 発売区間については、前 2 項に規定する発売時間内において、旅客の希望する区間の乗車券を発売する。ただし、普通券および回数券の発売区間については、別に定めることがある。

[別に定める場合…程 17]

（乗車後における割引乗車券の発売制限）

第 19 条 旅客運賃割引証によって発売する割引乗車券は、乗車後において発売しない。

（割引乗車券等の不正使用の場合の取扱いおよび割引証等の監査）

- 第 20 条 旅客運賃割引証によって購入した割引乗車券、通学証明書もしくは通学定期券を使用資格者が不正使用し、または使用資格者以外の者に使用させたときは、その使用資格者に対して、これらの乗車券の発売を停止することがある。
- 2 社は、必要に応じて、旅客運賃割引証および通学証明書の出納または発行の適否・所定の者以外の者に対する発行の有無、その他正規に反する取扱いの有無等について、監査を行なうことがある。
- 3 旅客運賃割引証ならびに通学証明書を、発行者が使用資格者以外の者または第 1 項の規定により発売を停止された者に対して発行したときは、社は、その学校または施設に対して、これらの乗車券の発売を停止し、また第 119 条および第 120 条の規定により収受する旅客運賃および増運賃をその発行者から収受することがある。

[乗車券を不正使用した場合の取扱い…規 82・83・119・120]

（割引証が無効となる場合およびこれを使用できない場合）

第 21 条 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 記載事項が不明となったものを使用したとき
- (2) 表示事項を塗り消し、または改変したものを使用したとき
- (3) 有効期間を経過したものを使用したとき
- (4) 有効期間内であっても使用資格を失った者が使用したとき
- (5) 記名人以外の者が使用したとき

2 旅客運賃割引証は、次の各号の 1 に該当する場合は、使用することができない。

- (1) 発行者が記入しなければならない事項を記入していないものおよび発行者または使用者が必要な箇所に押印していないもの
- (2) 記入事項を訂正した場合で、これに相当の証印のないもの

[無効となる割引証で購入した乗車券の効力…規 82、記入事項を訂正した場合の証印…規 11]

第 2 節 普通券の発売

（普通券の発売）

第 22 条 普通券は、次の各号によって発売する。

(1) 片道乗車券

旅客が、普通旅客運賃計算経路の連続した区間（西日本旅客鉄道との連絡運輸区間を除く）を片道 1 回乗車する場合に発売する。

ただし、その経路が折り返しとなる場合または環状線を 1 周し更にこれを越える場合を除く。

(2) 往復乗車券

旅客が、片道乗車券を発売できる区間を往復 1 回乗車する場合に発売する。ただし、往路と復路の区間や経路が異なるものを除く。

（被救護者割引普通券の発売）

第 23 条 次の各号に掲げる施設に保護または救護される者（以下「被救護者」という。）が旅行する場合で、第 24 条の規定による被救護者旅客運賃割引証を提出したときは、その旅客運賃割引証 1 枚について、1 人 1 回に限り片道または往復の割引乗車券を発売する。

- (1) 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 12 条の 4 に規定する児童相談所附設の一時保護所ならびに同法第 41 条、第 42 条および第 44 条に規定する児童養護施設・知的障害児施設・盲ろうあ児施設・し体不自由児施設および児童自立支援施設
 - (2) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 38 条に規定する保護施設。ただし、授産施設を除く。
 - (3) 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条に規定する養護施設・更生施設および宿泊提供施設で前号以外のもの
 - (4) 老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 5 条の 3 に規定する老人福祉施設。ただし、老人デイサービスセンターおよび老人福祉センターを除く。
 - (5) 少年院法（平成 26 年法律第 58 号）第 3 条に規定する少年院および少年鑑別所法（平成 26 年法律第 59 号）第 3 条に規定する少年鑑別所
 - (6) 更正保護法（平成 19 年法律第 88 号）第 29 条に規定する保護観察所
- 2 被救護者が老幼・虚弱・障害等のため、または逃亡等のおそれがあるため、被救護者に付添人をつける場合で、被救護者とその付添人とが同時に、同一区間の乗車券を購入するときは、被救護者 1 人につき付添人 1 人に限って、前項の規定を準用する。

- 3 前項の規定によって付添人に対して、割引普通券を発売する場合は、被救護者が往路用の片道乗車券を購入するときであっても、付添人に対して往復乗車券を発売することがある。

[割引率…規 50、乗車券の効力…規 86]

（被救護者割引証）

第 24 条 被救護者が、前条の規定によって割引普通券を購入する場合は、その保護または救護を受ける施設の代表者から被救護者旅客運賃割引証の交付を受けて提出しなければならない。

- 2 被救護者旅客運賃割引証の有効期間は、発行の日から 1 か月間とする。
- 3 被救護者旅客運賃割引証の様式は、次のとおりとする。

表

裏

被救護者旅客運賃割引証			
第 〇〇 号		認定番号	
乗車区間	駅から 経由		
乗車券の種別	片道	被救護者	片道
旅行証明番号	往復	付添人	往復
被救護者の氏名			
及 び 年 齢			
付添人の氏名			
及 び 年 齢			
割引率			
有効期限			
平成 〇〇 年 〇 月 〇 日発行			
施設の所在地			
施設名			
代表者氏名			
(発行駅)		(販売券番号)	
(基本運賃)		(割引率)	
(発行年月)		割引コード	
(販売店名)		31 33	

（この割引証の使用上の注意）

- (1) 旅客鉄道会社の指定した施設に保護され、又は救護される者が、片道又は往復の割引普通乗車券を購入する場合又は被救護者がその付添人と同時に乗車券を購入する場合には 1 回に限って使用することができます。
- (2) この割引証は、無行に限って使用できます。
- (3) この割引証の記入事項（太わく内を除く。）は、発行者において記入（乗車券の種別は、該当のものを○で囲む。）し、又は押印してないものは、使用できません。
- (4) この割引証に記入した事項を訂正したときは、その箇所が発行者の捺印のないものは、使用できません。
- (5) この割引証は、記名人に限って使用できます。但し、記名人であつても使用資格を失った後は、使用できません。
- (6) この割引証によって記入した割引普通乗車券は、この割引証の記名人以外の者は使用できません。
- (7) この割引証によって記入した割引普通乗車券は、所定の旅行証明書を添付しないときは、使用できません。又旅行証明書を、係員の請求があるときは、提示してください。
- (8) この割引証の有効期間は、発行の日から表記の有効期限（1 箇月間）です。

（臨時特殊割引普通券の発売）

第 25 条 社が特に必要と認める場合は、旅行目的・割引を受ける者の資格・割引区間・割引証票等を特定し、または季節により旅行目的を特定して、割引普通券を発売することがある。

- 2 前項の規定によって割引普通券を発売する場合は、旅客が特定されるものを除いて、発売駅・発売区間・発売期間等をその都度関係の駅に掲示する。

[臨時特殊割引普通券に対する割引率…規 51]

第 3 節 定期券の発売

（通勤定期券の発売）

第 26 条 常時、区間および経路を同じくして乗車する旅客が、定期券購入申込書に必要事項を記入して提出した場合は、通勤定期券を発売する。

2 定期券購入申込書（通勤／通学兼用）の様式は、別に定める。

[定期券の様式・規 94]

（通学定期券の発売）

- 第 27 条 指定学校に在籍して卒業を前提として就学する学生・生徒・児童または幼児（以下「正規生」という。）が通学のため、常時、区間および経路（原則として最短経路）を同じくして順路によって乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したときまたは第 84 条第 1 項第 2 号に規定する通学定期乗車券購入兼用の証明書を呈示し、かつ、定期券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、旅客の居住地最寄駅と在籍する指定学校最寄駅との相互間について、通学定期券を発売する。
- 2 指定学校は、次の各号の 1 に該当する学校とする。
- (1) 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条の規定による幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校・大学および高等専門学校。ただし、通信による教育を行なう学校の通信教育部にあつては社の指定を受けた学校に限る。
 - (2) 前号以外の国公立の学校であつて、社の指定を受けた学校
 - (3) 学校教育法第 124 条および第 134 条の規定によって設立した私立学校であつて、社の指定を受けた学校。
 - (4) 外国の大学、大学院または短期大学の日本校のうち、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 155 条第 1 項第 4 号、第 155 条第 2 項第 7 号または第 156 条第 3 号の規定により、我が国において、外国の大学、大学院または短期大学の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設として所管大臣が指定したものであつて、社の指定を受けた学校。
 - (5) 前項の正規生以外（科目等履修生・研究生・研修生・専攻生・聴講生）の学生等については、その名称いかんに関わらず通学定期券を発売しない。
 - (6) 留学生については、学生証明書の記載事項により卒業を前提とした正規生か否かにより通学定期券を発売する。
- 3 保育所及び児童福祉法第 39 条の 2 に規定された幼保連携型認定こども園の
幼児が通園のため、常時、区間および経路を同じくして順路によって乗車する場合は、指定学校に準じて通学定期券を発売する。
- （注）保育所とは、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 39 条に規定されたものであつて、社の指定を受けたものをいう。
- 4 回収する形式の通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 か月間とする。
 - 5 指定学校の学生または生徒が、実習のため実習場等まで乗車する場合で、社が必要と認めるときは、第 1 項の規定に準じて通学定期券を発売する。
 - 6 通学証明書（通学定期券購入申込書）の様式は、当社が定める。

[通学証明書の有効期間の特例…程 26、実習用通学定期券…程 27]

第 4 節 回数券の発売

（回数券の発売）

第 28 条 旅客がしばしば同一運賃区間を乗車する場合は、11 券片の普通回数券を発売する。

- 2 前項の規程によって回数券を発売する場合、1 券片の区間は、片道乗車券を発売できるものに限る。
- 3 前各項の規程によって発売する普通回数乗車券は、身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則を適用して発売するものに限る。

第 29 条（削除）

第 5 節 団体券の発売

（団体券の発売）

第 30 条 旅客が発着駅および目的を同じくして 25 人以上一団となって旅行する場合で、次の各号の 1 に該当し、かつ、あらかじめその人員・行程・乗車すべき列車その他輸送計画に必要な事項を申し出て、社が団体としての運送の引き受けをしたものに対しては、旅客運賃を割引した団体券を発売する。

(1) 学生団体

ア. 次の 1 に該当する学校等の学生・生徒・児童などと付添人および当該学校等の教職員（委託している医師および看護婦を含む。以下同じ）によって構成された団体で、当該学校等の教職員が引率するもの。ただし、へき地教育振興法（昭和 29 年法律第 143 号）第 2 条に規定するへき地学校で、市町村教育委員会が証明したものの生徒または児童の場合は、その人員が 25 人未満のときであってもこの取扱いをする。

(ア) 指定学校の学生・生徒・児童または幼児

(イ) 児童福祉法第 39 条に規定する保育所及び同法第 39 条の 2 に規定する幼保連携型認定こども園の児童

イ. ア. の付添人は、次のものに限る。

(ア) 保育所の児童および小学校または義務教育学校（前期課程）第 3 学年以下の児童 1 人につき大人の付添人 1 人。

(イ) 障害または虚弱のため、社が付き添いを必要と認める旅客 1 人につき大人の付添人 1 人。

(2) 普通団体

前号以外の旅客によって構成された 25 人以上の団体で、責任のある代表者が引率するもの。

2 前項に規定するもののほか、社において特に必要と認め、旅行目的・割引を受ける者の資格等特別の運送条件を定めた団体（以下「特定団体」という。）の旅客で、社が運送の引き受けをしたものに対して、旅客運賃の割引をした団体券を発売することがある。

（団体旅客運送の申し込み）

第 31 条 第 30 条の規定により団体券を購入しようとする者は、あらかじめ、人員・行程・乗車すべき列車・その他輸送計画に必要な事項を記載した団体乗車申込書（様式適宜）を提出して、社の承認を受けなければならない。

ただし、社が特に認める場合は、団体乗車申込書の提出を省略することができる。

（団体旅客運送の引き受け）

第 32 条 旅客から前条の規定による団体旅客運送の申し込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、当該団体旅客運送を引き受ける。

（団体旅客申込人員等の変更）

第 33 条 団体旅客の運送引受後、旅客の都合による申込人員その他取扱条件の変更は、社において運輸上支障がないと認めた場合に限り行なう。

（責任人員）

第 34 条 臨時列車の設定またはその他特別の手配を必要とする団体旅客に対しては、その全行程について申込人員の 9 割に相当する人員（1 人未満の端数は切り捨てる。）を責任人員とし、実際の乗車人員がこれに満たない場合であっても、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受することを条件として、運送を引き受ける。

（注）大人と小児の混合団体の責任人員は、大人・小児別に計算する。

2 団体旅客の運送引受後、前条の規定による団体申込人員の変更の承諾を行なう場合は、同時に責任人員の変更を行なう。

（団体旅客に対する保証金）

第 35 条 第 34 条の規定により責任人員を付した場合は、団体旅客の申込者から団体旅客運送の引き受け内容に従って計算した団体旅客運賃の 1 割に相当する額（100 円未満の端数は、100 円単位に切り上げる。）を保証金として社に納付させる。

- 2 前条の規定による保証金は、社において指定した日までに団体券を購入する駅に納付するものとし、申込者が指定した日までに納付しなかったときは、申し込みが取り消されたものとみなす。
- 3 保証金の納付後において、社の責任とならない事由によって、申込者が申し込みを取り消したときは、保証金を返還しない。
- 4 規則第 33 条の規定による団体の申込人員等の変更の承諾を行なったときは、保証金の納付前の場合にあっては、変更後の申込人員等に対する保証金を納付させ、また、保証金の納付後の場合にあっては、納付すべき保証金の額と既収の保証金の額とを比較し、不足額があるときはこれを収受し、過剰額は返還しない。
- 5 保証金の納付後において、社の責任となる事由によって引き受け条件の一部を変更する必要が生じ、これを申込者が承諾し、かつ、納付すべき団体旅客運賃が減じたときは、減額分相当の保証金を返還することがある。
- 6 保証金は、団体券発売の際、団体旅客運賃の一部に充当し、過剰額があっても、その過剰額は返還しない。
- 7 保証金は、次の各号に該当する場合に限り、その納付金額の全額を返還する。
 - (1) 社の都合によって解約した場合。
 - (2) 天災事変等の原因によって、団体旅行ができなくなった場合。
- 8 保証金に対しては、利子を付さない。

[保証金を充当した発行した団体券の払戻…規 127、本条の準用…規 40]

（一部区間不乗の団体券の発売）

第 36 条 旅行行程中の一部区間を乗車しない団体旅客に対し、社において特に承認した場合は、当該キロ程を通じた団体券を発売することがある。

[不乗区間と前後区間のキロ程の通算…規 60]

第 6 節 貸切券の発売

（貸切券の発売）

第 37 条 貸切券は、客車を貸切る旅客に対して発売する。

（貸切旅客運送の申し込み）

第 38 条 前条の規定により貸切券を購入しようとする者は、あらかじめ、人員・行程その他輸送計画に必要な事項を記載した貸切旅客運送申込書（様式適宜）を提出して、社の承認を受けなければならない。ただし、社が特に認めた場合は、貸切旅客運送申込書の提出を省略することができる。

（貸切旅客運送の引き受け）

第 39 条 旅客から前条の規定による貸切旅客運送の申し込みを受けた場合で、社において運輸上支障がないと認めたときは、貸切旅客運送を引き受ける。

（貸切旅客に対する保証金等）

第 40 条 第 33 条・第 35 条および第 36 条の規定は、貸切旅客の場合に準用する。
〔団体旅客申込人員等の変更・規 33、団体旅客に対する保証金・規 35、一部区間不乗の団体券の発売・規 36〕

第 3 章 旅客運賃・料金

第 1 節 通 則

（旅客運賃計算上の原則）

第 41 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路および発着の順序によって計算する。

（旅客運賃の計算に使用するキロ程）

第 42 条 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、路線が同一方向に連続する場合に限り、これを通算する。

2 普通旅客運賃を計算する場合、その経路の全部もしくは一部が複乗（同一の区間につき、複数回列車に乗車することをいう。）となる場合は、複乗が開始される駅で打ち切って各別に計算する。

（駅間において旅客の取扱いを認めた場合の旅客運賃の計算）

第 43 条 駅と駅との中間において、旅客の取扱いを認めた場合の旅客運賃計算は、その乗降場の外方の駅発または着として計算する。

（旅客の区分および旅客運賃の收受）

第 44 条 旅客運賃は、次の旅客の区分による。

- (1) 大人 12 才以上の者
 - (2) 小児 6 才以上 12 才未満の者
 - (3) 幼児 1 才以上 6 才未満の者
 - (4) 乳児 1 才未満の者
- 2 前項の規定による幼児であっても、次の各号の 1 に該当する場合は、これを小児とみなし、小児旅客運賃を收受する。
- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
 - (2) 乗車券を所持している 6 才以上の旅客（団体旅客を除く）に同伴されている場合でも、2 人を超えた者であるとき。
 - (3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、または団体旅客に随伴されて旅行するとき。
- 3 前項の場合のほか、幼児または乳児に対しては旅客運賃を收受しない。

[幼児・乳児の無賃運送・鉄道運輸規定 10]

（小児の旅客運賃）

第 45 条 小児の片道普通旅客運賃および定期旅客運賃は、大人の片道普通旅客運賃および定期旅客運賃をそれぞれ折半し、10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げる。

[小児の旅客運賃…鉄道運輸規定 10]

（旅客運賃割引の重複適用の禁止）

第 46 条 旅客は、旅客運賃について、2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券については、重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

（片道普通旅客運賃）

第 47 条 片道普通旅客運賃は、別表第 3 号のとおりとする。

- 2 当社規則においては、特段の定めがある場合を除き、普通旅客運賃は大人の普通旅客運賃を指すものとする。

（割引の片道普通旅客運賃）

第 48 条 割引の片道普通旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 割引の大人旅客運賃は、大人片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。
- (2) 割引の小児旅客運賃は、小児片道普通旅客運賃から割引額を差し引いて、10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。
- 2 前項の端数計算方法（以下「端数計算」という。）

（往復乗車の場合の普通旅客運賃）

第 49 条 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

- 2 往復乗車する場合の割引普通旅客運賃は、割引の片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

（被救護者割引）

第 50 条 第 23 条の規定により、被救護者または付添人に対して割引普通券を発売する場合は、普通旅客運賃の 5 割を割引する。

[割引の重複適用の禁止…規 46、端数計算…規 48]

（臨時特殊割引）

第 51 条 第 25 条の規定により、割引の普通券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

第 3 節 定期旅客運賃

（大人定期旅客運賃）

第 52 条 大人定期旅客運賃は、別表第 4 号のとおりとする。

- (1) 大人 3 か月定期旅客運賃は、大人 1 か月定期旅客運賃を 3 倍したものから 5 分引きして 10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。
- (2) 大人 6 か月定期旅客運賃は、大人 1 か月定期旅客運賃を 6 倍したものから 1 割引きして 10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。
- (3) 大人通学 1 学期定期旅客運賃は、大人通学 3 か月定期旅客運賃に 12 日の日数調整を加え、10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。
- (4) 大人通学 2 学期定期旅客運賃は、大人通学 3 か月定期旅客運賃に 24 日の日数調整を加え、10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。
- (5) 大人通学 3 学期定期旅客運賃は、大人通学 1 か月定期旅客運賃を 2 倍し 18 日の日数調整を加えたものから 5 分引きして 10 円未満の端数を 10 円単位に切り上げた額とする。

（割引の定期旅客運賃）

第 53 条 割引の定期旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 割引の大人定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。
- (2) 割引の小児定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

[定期旅客運賃の割引・身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則第 7、端数計算・規 48]

第 4 節 回数旅客運賃

（回数旅客運賃）

第 54 条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人回数旅客運賃
普通回数旅客運賃
11 券片とし、その区間の大人普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児回数旅客運賃
11 券片とし、その区間の小児普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

第 55 条 削除

（割引の回数旅客運賃）

第 56 条 割引の回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 割引の大人回数旅客運賃は、大人普通回数旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。
- (2) 割引の小児回数旅客運賃は、小児普通回数旅客運賃から割引額を差し引いて、端数計算した額とする。

[回数旅客運賃の割引・身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則第 7、
端数計算
…48]

第 5 節 団体旅客運賃

（団体旅客運賃）

第 57 条 第 30 条の規定によって、団体券を発売する場合は、次によって普通旅客運賃の割引を行なう。

	学 生 団 体		普通団体
	中学校 義務教育学校 (後期課程)	その他の 学校	
25 人以上	3 割	2 割	1 割
100 人以上	4 割	3 割	2 割
300 人以上	5 割	4 割	3 割

2 団体旅客に対しては、次のとおり無賃の取扱いをする。

団体を構成する人員	無賃扱人員
25 人～99 人	1 人
100 人～149 人	2 人
以上 50 人までを増すごとに	1 人を加える

3 団体旅客運賃の割引をするときは、無賃人員を含む総人員に対して、相当割引率を適用する。

4 特定団体に対する割引率および無賃扱人員は、その都度定める。

[特定団体…規 30]

（団体旅客運賃の計算）

第 58 条 団体旅客運賃の計算は、次のとおりとする。

- (1) 大人の団体旅客運賃は、全行程に対する 1 人当たりの大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて、1 円未満の端数を 1 円単位に切り上げた額に団体旅客運賃の収受人員（無賃扱人員を除く）を乗じた額とする。
 - (2) 小児の団体旅客運賃は、全行程に対する 1 人当たりの小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて、1 円未満の端数を 1 円単位に切り上げた額に団体旅客運賃の収受人員（無賃扱人員を除く）を乗じた額とする。
 - (3) 大人と小児とが混乗する場合の団体旅客運賃は、大人・小児各別に、前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。
- 2 前項の規定によって計算した場合において、生じた 10 円未満の端数は、10 円単位に切り上げる。

（実際乗車人員が責任人員に満たない場合の団体旅客運賃）

第 59 条 第 34 条の規定による条件をもって運送の引き受けをした、団体旅客の実際乗車人員が責任人員に満たない場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する。

- 2 大人団体で、小児が加わった場合、または大人と小児の混乗団体で、大人または小児の一方が減少し、他方が増加した場合は、大人 1 人を小児 2 人に、小児 1 人を大人 0.5 人に、それぞれ換算して実際乗車人員を算出する。

[責任人員…規 34]

（団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算）

第 60 条 団体旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算は、第 42 条の規定によるほか、旅客が第 36 条の規定により不乗区間の旅客運賃を支払うときは、前後の区間および不乗区間のキロ程を通算する。

第 6 節 貸切旅客運賃

（貸切旅客運賃）

第 61 条 第 37 条の規定によって、列車を貸切とする場合は、使用車両の定員に相当する大人旅客運賃を収受する。

（貸切旅客運賃の最低額）

第 62 条 前条の規定による場合の貸切旅客運賃の最低額は、全貸切区間の旅客運賃が 10 キロメートル分の旅客運賃に満たないときであっても、前条によって計算した 10 キロメートル分の旅客運賃とする。

（使用車両定員超過の場合の旅客運賃）

第 63 条 貸切旅客の実際乗車人員が、使用車両の定員を超過するときは、その超過人員に対し、大人普通旅客運賃を収受する。この場合、最低額については、前条の規定を準用する。

（貸切旅客運賃を計算する場合のキロ程の通算）

第 64 条 第 60 条の規定は、貸切旅客運賃の計算をする場合に準用する。

第 7 節 料金

（車両の留置料金）

第 65 条 貸切車両を申込者の都合によって同一駅に 6 時間を超えて留置させる場合は、超過時間について、1 両 2 時間までごとに 1,980 円の留置料金を収受する。

（車両の留置料金の収受）

第 66 条 前条の規定による車両の留置料金を貸切券の発売駅において、収受する場合は、貸切券によってあわせて収受する。

（貸切扱い取消の場合の回送料）

第 67 条 車両を貸切とする場合であって、車両を他駅から回送した後、申込者の都合によって申し込みを取り消した場合は、回送区間および返送区間の全キロ程について、1 両 1 キロメートルにつき 240 円の車両回送料金を収受する。

第4章 乗車券の効力

第1節 通則

（乗車券の使用条件）

第 68 条 乗車券は、乗車人員を記載したものを除き、1 券片をもって 1 人が 1 回に限り、券面表示事項に従って使用できるものとする。ただし、定期券については、その使用回数を制限しない。

- 2 乗車券は、乗車以外の目的で乗降場に入出する場合には、使用することができない。

（効力の特例）

第 69 条 乗車券は、次の各号に掲げる場合は、前条の規定にかかわらず、使用することができる。

- (1) 大人用の乗車券を小児が使用する場合。ただし、運賃の差額については、払い戻しの請求はできない。
- (2) 乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から乗車する場合。ただし、不乗区間の乗車の請求および運賃の払い戻しの請求はできない。

[乗車券は通用区間中どの部分についても有効・鉄道運輸規程 13]

（券面表示事項が不明となった乗車券）

第 70 条 乗車券は、その券面表示事項が不明となったときは、使用することができない。

- 2 前項の規定により、使用できない乗車券を所持する旅客は、これを駅（委託業者が発行した乗車券にあつては、その発行所）に差し出して書き換えの請求をすることができる。ただし、発売駅を指定した乗車券は、指定駅において取扱う。
- 3 前項の規定により、旅客から書き換えの請求があつた場合は、旅客に悪意がないと認められ、かつ、旅客の申し出その他の方法により不明事項が判別できるときに限って、当該乗車券と引き換えに再交付の取扱いをする。

（乗車券裏面の磁気が不良となった乗車券）

第 71 条 前条の規定は、乗車券で裏面の磁気が不良となった場合に準用する。

（不乗区間に対する取扱い）

第 72 条 旅客は、第 69 条第 2 項の規定により乗車券の券面に表示された発着区間の途中駅から旅行を開始し、または同区間内の途中駅で下車した後に前途の駅から乗車した場合の不乗区間については、乗車の請求をすることができない。

[不乗区間に対する旅客運賃払戻請求の不能…規 129]

（有効期間の起算日）

第 73 条 乗車券の有効期間は、有効期間の開始日を特に指定して発売したものを除き、当該乗車券を発行した当日から起算する。

[期間の計算…規 9]

（小児用乗車券の効力の特例）

第 74 条 小児用乗車券は、その有効期間中に使用旅客の年齢が 12 才に達した場合であっても、第 68 条の規定にかかわらず、使用することができる。

[小児用乗車券を不正使用した場合の旅客運賃等の計算の特例…程 111]

（乗車券不正使用未遂の場合の取扱い）

第 75 条 旅客が当該乗車について、効力のない乗車券を使用しようとした場合は、無効として回収する。ただし、他の乗車について使用できるものであって、旅客に悪意がなく、その証明ができる場合はこの限りでない。

第 2 節 乗車券の効力

（有効期間）

第 76 条 乗車券の有効期間は、別に定める場合のほか、次の各号による。

(1) 普通券

- ア．片道乗車券 1 日
- イ．往復乗車券 往券は 1 日、復券は 2 日とする。

(2) 定期券

- ア．通勤定期券 1 か月・3 か月または 6 か月
- イ．通学定期券 1 か月・3 か月または 6 か月
 - 1 学期（4 月 8 日から 7 月 20 日まで）
 - 2 学期（9 月 1 日から 12 月 24 日まで）
 - 3 学期（1 月 8 日から 3 月 25 日まで）

(3) 回数券

- ア．普通回数券
発売日から、その日の属する月の翌月から起算して第 3 月の末日まで。

(4) 団体券 その都度定める。

(5) 貸切券 その都度定める。

（継続乗車）

第 77 条 入場後に有効期間を経過した当該乗車券は、途中下車をしないでそのまま旅行を継続する場合に限り、その券面に表示された着駅までは、第 68 条の規定にかかわらず、これを使用することができる。

（途中下車の禁止）

第 78 条 旅客は、旅行開始後、その所持する乗車券（定期券を除く）によって、その券面に表示された発着区間内の着駅以外の駅に下車して出場した後、再び列車に乗り継いで旅行することができない。ただし、社が特に指定した場合はこの限りではない。

（回数券の同時使用）

第 79 条 回数券を使用して同行する旅客のある場合には、未使用券片に相当する人員分まで同時に使用することができる。ただし、放送大学または通学用回数券にあつては、当該回数券を所持する旅客と同時に使用することができない。

（改氏名の場合の定期券の書き換え）

第 80 条 定期券の使用旅客が氏名を改めた場合は、これを定期券発行所に差し出して、氏名の書き換えを請求しなければならない。

[定期券の再交付…程 78]

（乗車券が前途について無効となる場合）

第 81 条 乗車券（往復券または回数券は、その使用する券片）は、次の各号に該当する場合は、その後の乗車については無効として回収する。

- (1) 旅客が、途中下車できない駅に下車したとき。
- (2) 旅客が、第 162 条第 1 項第 1 号・第 163 条または第 164 条の取扱いを受けたとき。
- (3) 鉄道営業法（明治 33 年法律第 65 条）第 41 条の規定によって、途中下車させられたとき、または鉄道営業法第 42 条の規定によって車外に退去させられたとき。

[途中下車の禁止…規 78、持込禁制品を持ち込んだ場合…規 162、持込禁制品を持ち込もうとした場合…規 163、旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合…規 164、本条の特例…程 60]

（定期券以外の乗車券が無効となる場合）

第 82 条 定期券以外の乗車券は、次の各号に該当する場合は、その全券片を無効として回収する。

- (1) 旅客運賃割引証と引き換えに購入した割引の乗車券を、割引証の記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった乗車券を使用したとき。
- (3) 第 21 条第 2 項の規定により、無効となる旅客運賃割引証で購入した乗車券を使用したとき。
- (4) 身分または資格を偽って発行された各種割引証または証明書で購入した乗車券を使用したとき。
- (5) 券面表示事項もしくは乗車券裏面の磁気を塗り消し、または改変して使用したとき。
- (6) 区間の連続していない 2 枚以上の普通券もしくは回数券または普通券と回数券とを使用して、その各券片に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 旅行開始後の乗車券を他人から譲り受けて使用したとき。
- (8) 生徒証等の携帯を必要とする乗車券を使用する旅客が、これを携帯していないとき。
- (9) 有効期間を経過した乗車券を使用したとき。ただし、入場後に有効期間を経過した乗車券を下車しないで乗車した場合を除く。
- (10) 係員の承諾を得ないで、乗車券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (11) 大人が小児用の乗車券を使用したとき。ただし、乗車券の有効期間中に旅客の年齢が 12 才に達した場合を除く。
- (12) 乗車券をその発着の順序に違反して使用したとき。
- (13) その他乗車券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造（偽装を含む。以下同じ。）した乗車券を使用して乗車した場合に準用する。

〔乗車券を無効として回収した場合の処理…規 119、割引証と引き換えに購入した割引の乗車券…規 23・25、身体障害者・知的障害者・精神障害者旅客運賃割引規則 7、券面表示事項が不明となった乗車券の取扱い…規 70・程 55、乗車券の裏面の磁気が不

良となった乗車券の取扱い…規 71・程 56〕

（定期券が無効となる場合）

第 83 条 定期券は、次の各号に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 定期券をその記名人以外の者が使用したとき。
- (2) 券面表示事項が不明となった定期券を使用したとき。
- (3) 使用資格・氏名・年令・区間または通学の事実を偽って購入した定期券を使用したとき。
- (4) 券面表示事項もしくは定期券の裏面の磁気を塗り消し、または改変して使用したとき。
- (5) 区間の連続していない 2 枚以上の定期券を使用して、その各券面に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (6) 定期券の区間と連続していない普通券または回数券を使用して、その各券片に表示された区間と区間との間を乗車したとき。
- (7) 通学定期券を使用する旅客が、その使用資格を失った後に使用したとき。
- (8) 有効期間開始前の定期券をその期間開始前に使用したとき。
- (9) 有効期間満了後の定期券をその期間満了後に使用したとき。
- (10) 通学定期券を使用する旅客であって、第 84 条の規定による証明書を携帯しなければならない者が、これを携帯していないとき。
- (11) 係員の承諾を得ないで、定期券の券面に表示された区間外の区間を乗車したとき。
- (12) その他定期券を不正乗車の手段として使用したとき。

2 前項の規定は、偽造した定期券を使用して乗車した場合に準用する。

[券面表示事項が不明となった乗車券の取扱い…規 70・程 55、乗車券の券裏面の磁気が不良となった定期券の取扱い…規 71・程 56、定期券を無効として回収した場合の処理…規 120]

（通学定期券の効力）

第 84 条 通学定期券は、その通学する指定学校の代表者の発行した証明書を携帯する場合に限って有効とする。

(1) 一般用

表

裏

(表)		No.....	
証 明 書			
下記の者は、本校		所属 部 (科)	
☐ の学生(生徒)	学年級	学年 (年度生)	
であることを証明する。氏名 (才)			
生年月日 年 月 日生			
住所			
平成 年 月 日発行			
発行者			
所在地			
学校名			
代表者		(代表者)	
氏 名		(職 印)	

(裏)
(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって発券する場合には、必ず携帯し、供員の請求があるときは、いつでも呈示しなければならない。
(2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。
(3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届けなければならない。
(4) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学籍を失ったときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

(2) 通学定期券購入兼用

表

証明書

No.

下記の者は、本校 所属 部 (科) の学生(生徒) 学年級 学年 (年度生) であることを証明する。氏名 (才) 生年月日 年 月 日生 住所 年 月 日発行 発行所 所在地 学校名 代表者 氏 名

写真

年 月 日まで有効

通学定期券発行所

発 行 年 月 日	有効期間	発行所	記 号
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		

裏

通学定期乗車券発行所

発 行 年 月 日	有効期間	発行所	記 号
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		
	期月		

(注 意)

(1) この証明書は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券によって乗車する場合には、必ず提示し、係員の請求があつたときは、いつでも提示しなければならない。

(2) 通学定期乗車券を購入するときは、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して、この証明書とともに申し附けなければならない。

(3) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。

(4) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。

(5) この証明書は、新たな証明書の交付を受けたとき又は卒業・退学等によって学費を免つたときは、直ちに、発行者に返さなければならない。

- 備考 1. 内には、学校種別または指定番号を表示する。
2. この証明書に用いる写真は、証明書発行前 6 か月以内に撮影した縦 3 cm、横 3 cm の正面上半身のみのとする。
3. この証明書に貼り付ける写真は、証明書発行の日から 1 か月間に限り、省略することができる。
4. 中学校第 3 学年以下（義務教育学校後期課程の最終学年以下及び中等教育学校前期課程の最終学年以下を含む）の生徒・児童および幼児の証明書は、写真を省略したものとすることができる。
5. 必要により、通学定期券購入兼用の証明書にあっては、様式の上部余白に指定発売駅を表示する。
- 2 指定学校において、その代表者が発行した証明書または学生証で、前項に規定する様式に順ずるものは、同項の証明書に代用することができる。

[生徒証を所持しない場合の処理・規 83・120]

（放送大学回数券または通学回数券の効力）

第 85 条 通信教育学校用の学校学生生徒旅客運賃割引証を使用して購入した放送大学回数券または通学回数券は、当該割引証に記入されている学生または生徒が、その在学する指定学校の代表者の発行した前条所定の証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

[放送大学回数券または通学回数券・規 29、証明書を所持しない場合・規 82]

（被救護者割引乗車券の効力）

第 86 条 被救護者旅客運賃割引証を使用して購入した普通券は、当該割引証に記入されている被救護者または付添人が、当該施設の代表者の発行した次の様式による旅行証明書を携帯する場合に限って使用することができる。

表	裏
契約 旅行 証 明 書 No. 下記の者は、当施設 の被救護者で下記区間を旅行することを証明する。 氏 名 (オ) 付添人氏名 (オ) 乗車船区間 駅から () 駅まで 平成 年 月 日 発行 発行者 所在地 施設名 施設代表者氏名 代表者 蓋 印	(注 意) (1) この証明書は、被救護者（付添人）用割引普通乗車券によって乗車船する場合には、必ず携帯し、係員の請求があったときは、いつでも呈示しなければならない。 (2) この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡することはできない。 (3) この証明書を紛失したときは、直ちに、発行者に届け出なければならない。 (4) この証明書は、旅行を終了したとき、又は有効期間を経過したときは、直ちに、発行者に返さなければならない。 (5) この証明書の有効期間は、発行の日から1箇月間とする。

6. 0cm

備考 1. □内には、指定番号を表示する。

2. 乗車船区間欄末尾の（ ）内には、片道・往復または付添人だけの往復の別を表示する。

2 前項の旅行証明書の有効期間は、発行の日から1か月間とする。

3 被救護者旅客運賃割引証を使用して、購入した付添人用普通乗車券（付添人だけ往復として購入した往復乗車券の復片を除く。）は、付添人が被救護者と同行する場合に限って使用することができる。

[被救護者割引乗車券・規 23、旅行証明書を所持しない場合・規 82]

第 5 章 乗車券の様式

第 1 節 通 則

（乗車券の表示事項）

第 87 条 乗車券の券面には、次の各号に掲げる事項を表示する。

- (1) 旅客運賃額
 - (2) 有効区間
 - (3) 有効期間
 - (4) 発売日付
 - (5) 発売箇所名
- 2 臨時に発売する乗車券またはその他特殊乗車券は、前項に規定する表示事項の一部を省略し、またはその他の必要事項を追加することがある。
- 3 第 1 項第 3 号、第 4 号の年表示は西暦表示とし、年表示を省略または下 2 桁のみを表示することがある。

[乗車券に対する表示…鉄道運輸規程 12]

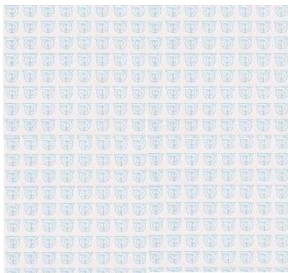
（この章に規定する乗車券様式の変更または補則等）

第 88 条 この章において規定する乗車券の様式は、印刷上の形式であつて、それぞれの乗車券は、相当の事項を印刷するとともに、発売する際に不足する事項等については、印章を押印し、または記入することによって補うものとする。

- 2 乗車券の様式は、必要によって表面に表示すべき事項を裏面に表示し、または配列の一部を変更することがある。
- 3 小児用・学生用の乗車券には、各券片の表面に、次の記号を表示する。
- (1) 小児用の乗車券 「小」
 - (2) 学生用の乗車券 「学」「学生」「中学生」

（地模様の印刷）

第 89 条 この章に規定する乗車券には、別に定める場合を除き、表面に次の地模様を印刷する。

**（乗車券の駅名表示）**

第 90 条 乗車券の駅名および旅客運賃の表示は、次のとおりとする。

- (1) 乗車券の発駅名および着駅名は、旅客運賃の計算に従って表示する。
- (2) 旅客運賃が同額地帯のため、2 駅以上を共通の着駅とした場合の乗車券（定期券・団体券および貸切券を除く）の着駅名は最遠を表示する。ただし、一部乗車券にあつては、普通旅客運賃額を表示する。

（旅客運賃の割引等に対する表示）

第 91 条 旅客運賃の割引等を行なう乗車券には、その証として、関係券片の表面にゴム印の押印等により、別に定める記号の表示を行なう。ただし、特に設備する乗車券については、その表示を省略することがある。

第 2 節 乗車券の様式

第 1 款 普通券の様式

（普通券の様式）

第 92 条 普通券の様式は、次のとおりとする。

(1) 自動券売機発売の場合



(2) 簡易型券売機発売の場合



備考①小児用は、「小」を表示する。

②特別割引用は、「特割」を表示する。

（車内補充券の様式）

第 93 条 車内補充券の様式は、次のとおりとする。

神戸電鉄		車内補充券		甲(お客様用)		No. 000001									
原券種別	定期券	普通券	回数券	その他	発行事由	普通券	往復券	復路用券	入場券	手回り品	障害者乗越	別途	領収額	千	円
				から				まで				人 大 人 小 児			
収受変更												員			
又区間は間		経由	高 速	北神市交	北神海岸	JR三田	JR粟生								
(記事欄)															
途中下車前途無効 発行当日限り有効(往復券で復路用の場合は発行日共2日間有効) 改札機に入れないで下さい															
														発行日	
														月 日	
														駅発行の場合は改札印を押印	

備考

- (1) 複写式ノーカーボンとし、甲は旅客用、乙は報告用とする。
- (2) 記入後の発色は、藍色とする。
- (3) 自動券売機の故障等、駅で発売することがある。

第 2 款 定期券の様式

（定期券の様式）

第 94 条 定期券の様式は、次のとおりとする。

(1) 通勤用



備考 ①小児用は、「小」を表示する。
②特別割引用は、「障」「介」「育」「護」を表示する。

(2) 通学用



備考 ①小児用は、「小」を表示する。
②特別割引用は、「障」「育」を表示する。

第 3 款 回数券の様式

（回数券の様式）

第 95 条 回数券の様式は、次のとおりとする。

(1) 普通回数券（自動券売機）

大人用



小児用



備考 ①小児用は、「小」を表示する。

②特別割引用は、「特割」を表示する。

（団体数取券および団体分乗券の様式）

第 97 条 団体数取券および団体分乗券の様式は、次のとおりとする。

団体数取券



備考

① 自動改札機用とし、裏面に磁気膜を塗布する。

(2) 団体分乗券

(片道)



(往復)



① 自動改札機用とし、裏面に磁気膜を塗布する。

第 5 款 貸切券の様式

（貸切券の様式）

第 98 条 貸切券の様式は、第 96 条 2 号に規定する団体券の様式のうち「団体」の文字を「貸切」と訂正したものとする。

第 6 章 乗車券の改札および引き渡し

第 1 節 通則

（乗車券の改札）

第 99 条 乗車の目的で乗降場に入場し、または乗降場から出場しようとする者は、所定の乗車券を所持して、係員または自動改札機での改札を受け、定められた場所から入出場しなければならない。

- 2 前項の規定によるほか、旅客は係員の請求があるときはいつでもその所持する乗車券の改札を受けなければならない。当該乗車券の使用が証明書等の携帯を必要とするものであるときの証明書等についても同様とする。

[乗車券の呈示義務・鉄道営業法 18・鉄道運輸規程 19、乗車券の所持・規 12、乗車券の呈示を拒んだ場合・規 119]

（乗車券の引き渡し）

第 100 条 旅客は、その所持する乗車券が効力を失い、もしくは不要となった場合
または、その乗車券を使用する資格を失った場合は、当該乗車券を係員に
引き渡さなければならない。

[乗車券を引き渡さない旅客の取扱い…規 119]

第 2 節 乗車券の改札および引き渡し

（普通券の改札および引き渡し）

第 101 条 普通券を使用する旅客は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示、もしくは自動改札機によって改札を受けなければならない。

- 2 普通券を使用する旅客は、旅行を終了した際に当該乗車券を係員に引き渡すか、自動改札機により集札しなければならない。

[旅行開始…規 3、所定箇所から入場・改札…規 99、乗車券の引き渡し…規 100]

（定期券の改札および引き渡し）

第 102 条 定期券を利用する旅客は、旅行を開始する際および旅行を終了した際に当該乗車券を自動改札機によって改札を受けなければならない。

- 2 定期券を使用する旅客は、当該乗車券の有効期間が満了した際に直ちにこれを係員に引き渡さなければならない。

[旅行開始…規 3、所定箇所から入場・改札…規 99、乗車券の引き渡し…規 100]

（回数券の改札および引き渡し）

第 103 条 回数券を使用する旅客は、旅行を開始する際に自動改札機によって改札を受け、旅行を終了した際に当該乗車券を係員に引き渡すか、自動改札機により集札しなければならない。

[旅行開始…規 3、所定箇所から入場・改札…規 99、乗車券の引き渡し…規 100]

（団体券および貸切券の改札および引き渡し）

第 104 条 団体券および貸切券を使用する旅客の引率者は、旅行を開始する際に当該乗車券を係員に呈示して改札を受けなければならない。

- 2 前項の引率者は、全行程の旅行を終了した際に当該乗車券を係員に引き渡さなければならない。

[旅行開始…規 3、所定箇所から入場・改札…規 99、人員の確認…程 85、乗車券の引き渡し…規 100]

第 7 章 乗車変更等の取扱い

第 1 節 通 則

（乗車変更等の取扱箇所）

第 105 条 乗車変更その他この章に規定する取扱いは、駅において行なう。ただし、
旅客運賃等の払い戻しは、旅行中止駅等所定の駅に限って取扱う。

[乗車変更…規 108]

（払戻請求権行使の期限）

第 106 条 旅客は、旅客運賃等の払い戻しの請求をすることができる場合であつても、当該乗車券の発行の日の翌日から起算して 1 か年を経過したときは、これを請求することができない。

[運賃償還債権の消滅時効…鉄道営業法 14、再收受した旅客運賃払い戻し請求の期限…規 123]

（乗車変更をした場合の旅客運賃の収受または払い戻しの既収額）

第 107 条 乗車変更の取扱いをした乗車券について、旅客運賃の収受または払い戻しをする場合は、旅客が現に所持する乗車券を発駅で購入した場合の旅客運賃額を収受しているものとして、収受または払い戻しの計算をする。

ただし、払い戻しの場合は、旅客の実際に支払った旅客運賃の額を限度として取扱う。

[乗車変更…規 108]

第 2 節 乗車変更等の取扱い

第 1 款 通則

（乗車変更の種類）

第 108 条 旅客が所持する乗車券に表示された運送条件と異なる乗車を必要とする場合に、社が取扱う変更（以下「乗車変更」という。）の種類は、乗車変更の申し出の時期に応じて、次の各号のとおりとする。

- (1) 当該乗車券による旅行開始前に申し出があった場合
乗車券変更
- (2) 当該乗車券による旅行開始後または使用開始後に申し出があった場合
ア．区間変更
イ．団体乗車券変更

（乗車変更の取扱範囲）

第 109 条 乗車変更の取扱いは、その変更の開始される駅の属する券片に限って取扱う。ただし、回数券については使用する券片に限る。

2 前項の場合において、区間変更の手続きをするときで、非変更区間とを通じた経路の一部もしくは全部が複乗となるときは、この手続きを行いません。

（割引乗車券を所持する旅客に対する乗車券の取扱制限）

第 110 条 区間・経路等に制限のある種類の割引乗車券を所持する旅客に対しては、その制限をこえる乗車変更の取扱いをしない。

（乗車変更の取扱いをした場合の乗車券の有効期間）

第 111 条 乗車変更の取扱いをした場合に交付する乗車券の有効期間は、原乗車券の有効期間から既に経過した日数（取り扱いの当日は含めない）を差し引いた残余の日数とする。

[有効期間…規 76]

（別途乗車）

第 112 条 旅客が乗車変更の請求をした場合において、その所持する乗車券が乗車変更の取扱いについて制限のあるもので、旅客の希望するとおりの変更の取扱いができないものであるときは、その取扱いをしない区間について別途乗車として、その区間に対する普通旅客運賃を収受する。

第 2 款 旅行開始前の乗車変更の取扱い

（乗車券変更）

第 113 条 普通券を所持する旅客は、旅行開始前にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券を他の乗車券に変更（以下「乗車券変更」という。）することができる。

- 2 前項により取扱いをする場合は、原乗車券に対する既に収受した普通旅客運賃と変更する乗車券に対する普通旅客運賃を比較して不足額は収受し、過剰額は払い戻しする。

第 3 款 旅行開始後または使用開始後の乗車変更の取扱い

（普通券の区間変更）

第 114 条 普通券を所持する旅客は、旅行開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、当該乗車券に表示された着駅または経路について、次の各号に定める変更（以下「区間変更」という。）をすることができる。

- (1) 着駅を当該着駅を越えた駅への変更
- (2) 着駅を当該着駅と異なる方向の駅への変更
- (3) 経路を当該経路と異なる経路への変更

2 区間変更の取扱いをする場合は、次の各号の定めるところにより取扱う。

- (1) 前項第 1 号に規定する場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、原乗車券の発駅から変更着駅までの区間に対する普通旅客運賃との差額を収受する。
- (2) 前項第 2 号および第 3 号に規定する場合は、原乗車券の区間に対する既に収受した旅客運賃と、実際の乗車区間に対する普通旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻ししない。

（団体券の変更）

第 115 条 団体券を所持する旅客は、使用開始後にあらかじめ係員に申し出て、その承諾を受け、区間変更をすることができる。ただし、この変更は輸送上支障がない場合に限り取扱う。

2 団体券の変更の取扱いをする場合は、次の各号に定めるところにより計算した旅客運賃と団体乗車券 1 枚ごとに別表第 5 号に定める手数料（不足額を収受するときに限る。）を収受する。

- (1) 前条第 1 項第 1 号に規定する場合は、旅客運賃収受人員に対する無割引の普通旅客運賃を収受する。
- (2) 前条第 1 項第 2 号および第 3 号に規定する場合は、変更区間に対する旅客運賃収受人員について計算した無割引の普通旅客運賃と不乗区間に対する同一の計算による無割引の普通旅客運賃と比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻ししない。

第 3 節 旅客の特殊取扱い

第 1 款 通 則

（旅客運賃の払い戻しに伴う割引証等の返還）

第 116 条 旅客は、割引証等を提出して購入した乗車券について、払い戻しの取扱いを受けた場合は、既に提出した割引証等の返還を請求することができない。

（乗車変更等の手数料の払い戻し）

第 117 条 旅客は、社が乗車変更等の際に収受した手数料の払い戻しを請求することができない。

（旅客運賃の払い戻しをしない場合）

第 118 条 旅客は、第 69 条の規定により小児が大人用の乗車券を使用して乗車した場合の旅客運賃の差額については、払い戻しを請求することができない。

第 2 款 無 札

（無札および不正使用旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受）

第 119 条 旅客が、次の各号の 1 に該当する場合は、当該旅客の乗車駅からの区間に対する普通運賃と、その 2 倍に相当する額の増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 係員の承諾を受けず、乗車券を所持しないで乗車したとき。
- (2) 別に定める場合を除いて、乗車券に改札を受けないで乗車したとき。
ただし、旅客に悪意がなく、その証明のできる場合はこの限りでない。
- (3) 第 82 条の規定によって無効となる乗車券（偽造の乗車券を含む）で乗車したとき。
- (4) 乗車券改札の際にその呈示を拒み、またはその取り集めの際に引き渡しをしないとき。

- 2 前項の場合、旅客が第 82 条第 1 項第 6 号の規定により、無効となる 2 以上の回数券で乗車したときは、使用済の回数券については券面に表示された区間と区間外を通じた区間を乗車したものとして計算した前項の規定による旅客運賃および増運賃を当該旅客から収受する。

この場合、使用済券片（使用済券片数の異なるときは、使用済券片数の少ない方の券片）に対して 1 券片ごとに、1 回ずつ乗車したものとして計算する。

- 3 団体旅客が、その乗車券の券面に表示された事項に違反して乗車した場合は、第 4 項に該当するときを除き、その全乗車人員について計算した第 1 項の規定による旅客運賃および増運賃をその団体申込者から収受する。
- 4 団体旅客が、乗車券面に表示された人員を超過して乗車し、または小児の人員として大人を乗車させたときは、第 82 条の規定にかかわらず、その超過人員または大人だけを、その団体申込者から第 1 項本文の規定による旅客運賃および増運賃を収受する。

[増運賃の収受…鉄道営業法 18・鉄道運輸規程 19、定期券以外の乗車券を無効として回収する場合…規 82]

（定期券不正使用旅客に対する旅客運賃の収受）

第 120 条 第 83 条第 1 項の規定により、定期券を無効として回収した場合（同条第 2 項において準用する場合を含む）は、当該乗車券から次の各号による普通旅客運賃とその 2 倍に相当する増運賃とをあわせて収受する。

- (1) 第 83 条第 1 項第 1 号から第 5 号までの 1 に該当する場合は、その定期券の効力が発生した日（第 5 号に該当する場合で、効力の発生した日が異なるときは、発見日に近い日）から、同項第 7 号に該当する場合は、その使用資格を失った日から、同項 8 号に該当する場合は、その発売の日から、同項第 9 号に該当する場合は、その有効期間満了の日の翌日からそれぞれの無効の事実を発見した当日まで、その定期券を使用して券面に表示された区間（同項第 5 号の場合においては、各定期券の券面に表示された区間と区間外とをあわせた区間）を毎日 1 往復ずつ乗車したものととして計算した普通旅客運賃。
- (2) 第 83 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、回数券を使用したときは、定期券および回数券の券面に表示された区間とその区間外とを通じた区間をその回数券の使用された券片に対して、1 券片ごとに 1 回ずつ往復したものととして、計算した普通旅客運賃。
- (3) 第 83 条第 1 項第 6 号に該当する場合であって、普通券を使用したときおよび同項第 10 号から第 12 号までの 1 に該当する場合は、その乗車した区間に対する普通旅客運賃

[増運賃の収受…鉄道営業法 18・鉄道運輸規程 19、定期券を無効として回収する場合…規 83]

（無札旅客の乗車駅不明の場合）

第 121 条 第 119 条の規定により、旅客運賃・増運賃を収受する場合において、当該旅客の乗車駅が判明しない場合は、その列車の出発駅（接続列車のある場合で、その接続列車に乗車したことが明らかなき場合は、その接続列車の出発駅）から乗車したものとみなして同条の規定を適用する。

〔無札旅客の乗車駅不明の場合の取り扱い…鉄道営業法 18、無札旅客に対する旅客運賃・増運賃の収受…規 119〕

第3款 紛 失**（乗車券紛失の場合の取扱い）**

第 122 条 旅客が旅行開始後に乗車券を紛失した場合であっても、係員がその事実を認定することができないときは、既に乗車した区間については、第 119 条または第 121 条の規定による旅客運賃・増運賃を収受し、前途の乗車区間については、普通旅客運賃を収受する。ただし、係員がその事実を認定できるときは、その全乗車区間に対する普通旅客運賃を収受して増運賃は収受しない。

2 前項の場合、旅客は旅行終了駅において、再収受証明書の交付を請求することができる。ただし、定期券または回数券を使用する旅客は請求することができない。

3 第 1 項後段および前項の規定は、旅客が旅行開始前に乗車券（定期券および回数券を除く）を紛失した場合に準用する。

[乗車券の所持・鉄道営業法 15・規 12、団体券または貸切券の場合の取扱い・規 124]

（再收受した旅客運賃の払い戻し）

第 123 条 前条の規定によって、普通旅客運賃および増運賃を支払った旅客が紛失した乗車券を発見した場合は、その乗車券と再收受証明書とを最寄駅に差し出して、発見した乗車券 1 枚ごとに別表第 5 号に定める手数料を支払い、その旅客運賃について払い戻しの請求をすることができる。ただし、再收受証明書の発行した翌日から起算して 1 か年を経過したときは、これを請求することができない。

[旅客運賃払い戻し請求権の消滅時効・鉄道営業法 14、払い戻し請求権行使の期限
…規 106]

（団体券または貸切券紛失の場合の取扱い）

第 124 条 旅客が、団体券または貸切券を紛失した場合であって、係員がその事実を認定することができるときは、第 122 条の規定にかかわらず、別表第 5 号に定める手数料を収受して、別に旅客運賃を収受しないで、相当の団体券または貸切券の再交付をすることができる。ただし、再交付の請求をしたときにおいて、当該乗車券について既にその旅客運賃の払い戻しをしている場合を除く。

第 4 款 任意による旅行の取りやめ

〔旅行開始前の旅客運賃の払い戻し〕

第 125 条 旅客は、旅行開始前に普通券が不要となった場合は、その乗車券の券片が改札前で、かつ、有効期間内（前売りの乗車券については、有効期間の開始日前を含む）であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は別表第 5 号に定める手数料を乗車券 1 枚につき支払わなければならない。ただし、臨時特殊割引乗車券の手数料は別に定める。

- 2 前項の規定により、払い戻しの請求をした乗車券が、往復乗車を発売条件として発売した割引乗車券であって、往片を使用している場合の払い戻し額は、同項の規定にかかわらず既に収受した往復の運賃から既に使用した往片の券片区間に対する無割引の普通旅客運賃と別表第 5 号に定める手数料を差し引いた額とする。

〔旅行開始前の旅客運賃の払い戻し・鉄道営業法 16・鉄道運輸規程 14〕

〔使用開始前の定期旅客運賃および回数旅客運賃の払い戻し〕

第 126 条 前条第 1 項も規程は、有効期間の開始日前の定期券および使用開始前の回数券について準用し、その取扱いは定期券については定期券発売所、回数券はその発売駅に限る。ただし、定期券については 1 枚につき、普通回数券については 11 券片につき、別表第 5 号に定める手数料を収受する。

- 2 前項の規定により、定期旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、定期券および当社が定める再発行・発行替・払戻請求書を提出するほか、公的証明書等の呈示により記名人本人であることを証明しなければならない。

〔旅行開始前の団体旅客運賃および貸切旅客運賃の払い戻し〕

第 127 条 旅客は、旅行開始前に団体券または貸切券が不要となった場合は、始発駅出発時刻までにこれを駅に差し出したときに限って、既に支払った団体旅客運賃または貸切旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合、旅客は乗車券 1 枚につき別表第 5 号に定める手数料（保証金を充当し発行したものについては、保証金の額に相当する額）を支払わなければならない。

- 2 団体旅客または貸切旅客の人員が、旅行開始前に減少した場合で、請求があるときは、減少した人員に対し、前項の規定を準用して旅客運賃を払い戻しすることがある。

（旅行開始後の旅客運賃の払い戻し）

第 128 条 旅客は、普通券を使用して旅行を開始した後、任意に旅行を中止した場合は、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。ただし、往復券の未使用券片については、第 125 条の規定を適用する。

（不乗区間に対する旅客運賃の払い戻しをしない場合）

第 129 条 旅客は、第 69 条第 2 号の規定により、乗車券の券面に表示された発着区間内の途中駅から任意に旅行を開始した場合の不乗区間について、旅客運賃の払い戻しを請求することができない。

（定期券使用開始後の旅客運賃の払い戻し）

- 第 130 条 旅客は、定期券の使用を開始した後、その定期券が不要となった場合は、有効期間内に限り、定期券発売所において、既に支払った定期旅客運賃から、使用経過月数に相当する定期旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しを請求することができる。この場合は、定期券 1 枚につき別表第 5 号に定める手数料を支払わなければならない。
- 2 前項の払い戻しを請求する場合は、第 126 条第 2 項の規定を準用する。
 - 3 前項の計算については、払い戻し請求の当日は経過日数に算入し、また、1 か月未満の経過日数は 1 か月として計算する。
 - 4 第 1 項の定期券の経過月数に相当する定期旅客運賃は、次の各号により計算する。
 - (1) 使用経過月数が 1 か月または 3 か月のときは、各その月数に相当する定期旅客運賃
 - (2) 使用経過月数が 2 か月のときは、1 か月に相当する定期旅客運賃の 2 倍の額
 - (3) 使用経過月数が 4 か月のときは、3 か月と 1 か月に相当する定期旅客運賃の合算額
 - (4) 使用経過月数が 5 か月のときは、3 か月と 1 か月の 2 倍に相当する定期旅客運賃の合算額

（回数券使用開始後の旅客運賃の払い戻し）

- 第 131 条 旅客から回数券を一部使用後、残券片について、回数旅客運賃の払い戻しの請求があった場合は、購入駅・有効期限および運賃区間が同一のものを 1 件とし、有効期間内に限り、次により計算した額を払い戻しすることができる。ただし、1 件について別表第 5 号に定める手数料を収受する。

既に収受した回数運賃－{(使用済券片数×同区間普通（乗継）運賃)＋手数料}

（旅行中止による有効期間の延長および旅客運賃の払い戻し）

第 132 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する場合であつて、かつ、その所持する乗車券が有効期間内であるときは、1 回に限って乗車券を預けた日から有効期間を延長する事由がなくなった日の前日までの日数（最大 30 日間を上限とする）について、乗車券の有効期間の延長を請求し、または既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間の普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをその旅行を中止した駅に請求できる。この場合、払い戻しを受ける旅客は、乗車券 1 枚につき別表第 5 号に定める手数料を支払わなければならない。

- (1) 傷い疾病によって旅行を中止したとき
- (2) 国会から喚問その他これに類する行政権または司法権の発動によって、旅行を中止したとき
- 2 前項の規定による有効期間の延長は、旅行開始前の乗車券についても準用する。
- 3 定期券・回数券・団体券または貸切券を使用する旅客は、前 2 項の請求をすることができない。
- 4 旅客は、第 1 項および第 2 項の規定により、乗車券の有効期間の延長の取扱いを請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとし、かつ、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたうえ、これを受けとるものとする。この場合、旅客が、第 1 項の規定により延長できる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券は無効として回収する。

[割引乗車券所持旅客が旅行中止した場合の払い戻し…程 138、有効期間延長の取扱い…程 141]

（傷い疾病等の場合の証明）

第 133 条 旅客は、前条の規定により有効期間の延長または旅客運賃の払い戻しを請求する場合は、その原因が外傷等で一見してその事実が認定できる場合を除き、医師の診断書等これを証明するに足りるものを呈示しなければならない。

（有効期間延長および旅客運賃払い戻しの特例）

第 134 条 発行当日限り有効の乗車券を所持する旅客は、当日最終列車に乗り遅れた場合は、直ちに当該乗車券を係員に呈示して、有効期間の延長または旅客運賃の払い戻しを請求することができる。この場合は、その翌日まで有効期間を延長または別表第 5 号に定める手数料を収受して旅客運賃の払い戻しの取扱いをする。

[発行当日限り有効の乗車券の有効期間延長・鉄道運輸規程 16]

第 5 款 運行不能および遅延

（列車の運行不能または遅延の場合の取扱い）

- 第 135 条 旅客は、旅行開始後、次の各号の 1 に該当する事由が発生した場合は、当該各号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- ただし、定期券を使用する旅客は、他経路乗車の取扱いに限って、また、回数券を使用する旅客は、無貨送還また他経路乗車の取扱いに限って、請求することができる。
- (1) 列車が運行不能となったとき
 - ア. 第 136 条に規定する旅行中止および旅客運賃の払い戻し
 - イ. 第 137 条に規定する有効期間の延長
 - ウ. 第 138 条に規定する無貨送還および旅客運賃の払い戻し
 - エ. 第 139 条に規定する他経路乗車および旅客運賃の払い戻し
 - オ. 第 141 条に規定する不通区間の別途旅行および旅客運賃の払い戻し
 - (2) 列車が運行時刻より遅延し、そのため接続駅で、接続予定の列車の出発時刻から 1 時間以上にわたって、目的地に出発する列車に接続を欠いたとき、または着駅到着時刻に 2 時間以上遅延したとき
 - 第 1 号ア、イおよびウのいずれかの取扱いに限り請求できる
 - (3) 第 154 条第 2 項または第 3 項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 154 条第 1 項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る）
 - 第 1 号ア、イおよびウのいずれかの取扱いに限り請求できる
- 2 旅客は、旅行開始前に前項各号に定める事由が発生したため、事故発生前に購入した乗車券（定期券および回数券を除く）が不要となった場合は、その乗車券が有効期間内であるときに限って、これを駅に差し出して既に支払った旅客運賃の払い戻しを請求することができる。
- 3 旅客は、第 1 項に規定する事由が発生した場合は、その原因が当社の責に帰すべき事由によるものであるか否かにかかわらず、第 1 項、第 2 項及び第 136 条から第 142 条または第 154 条第 4 項に定める取扱いに限って請求できるものとし、列車の運行不能もしくは遅延等が発生した場合、または第 154 条第 2 項または第 3 項の規定による点検等に応じたことによって生じる次の各号による事項及びその他一切の請求をすることはできない。
- (1) 旅客が当社線に代わる移動手段を利用する費用の補償
 - (2) 旅客が被る精神的苦痛、機会損失（逸失利益）及び当社の関係のない第三者との関係において発生する損害の賠償
 - (3) 手荷物に関する損害の賠償
 - (4) その他間接的に発生する損害賠償
- [運行不能の場合の契約解除・鉄道営業法 17、無貨送還業務・鉄道運輸規程 17・18]

（旅行中止による旅客運賃の払い戻し）

第 136 条 前条第 1 項の規定により、旅客が旅行を中止した場合は、既に支払った旅客運賃から既に乗車した区間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額の払い戻しをする。この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件の如何にかかわらず、割引の旅客運賃を差し引いて計算する。

（乗車券の有効期間延長の取扱い）

第 137 条 第 135 条第 1 項の規定による乗車券の有効期間の延長の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 旅客は、乗車券の有効期間の延長を請求しようとする場合は、あらかじめ関係の駅に申し出て、その乗車券を駅に預けるものとする。この場合、延長する有効期間は、次の期間とし、この期間を原乗車券の有効期間に加算したものを当該乗車券の有効期間とする。
ア．第 135 条第 1 項第 1 号に定める事由の場合は、乗車券を預けた日から開通後 5 日以内において、旅行を再び開始する日の前日までの日数
イ．第 135 条第 1 項第 2 号に定める事由の場合は 1 日
- (2) 旅客は、旅行を再び開始する際、乗車券に有効期間延長の証明を受けたいうえ、これを受け取るものとする。
- (3) 旅客が第 1 号の規定により、延長のできる期間を原有効期間に加算した有効期間内に再び旅行を開始しないときは、その乗車券を無効として回収する。

（無賃送還の取扱い）

第 138 条 第 135 条第 1 項の規定による旅客の無賃送還の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 無賃送還は、その事由が発生した際使用していた乗車券の券面に表示された発駅までとする。
- (2) 無賃送還は、最近の時刻に乗車券面に表示された発駅に向けて出発する列車による。
- (3) 無賃送還は、乗車券面に表示された経路による。ただし、やむを得ない事由によって、乗車券面に表示された経路によって無賃送還を行なうことができないときは、他の経路による。
- (4) 無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。
- (5) 旅客が、第 2 号および第 3 号による乗車を拒んだときは、無賃送還の取扱いをしない。

- 2 前項の無賃送還を行なった場合は、次の各号の定めによって旅客運賃の払い戻しをする。ただし、回数券を使用する旅客については、払い戻しの取扱いをしない。

(1) 乗車券面に表示された発駅まで送還したときは、既に收受した旅客運賃の全額

(2) 旅客の請求によって、乗車券面に表示された発駅に至る途中駅まで送還したときは、次に定める額

ア. 原乗車券が無割引のものであるときは、既に收受した旅客運賃から発駅・途中駅間に対する普通旅客運賃を差し引いた残額

イ. 原乗車券が割引のものであるときは、既に收受した旅客運賃から割引条件のいかんにかかわらず、発駅・途中駅間に対する割引の旅客運賃を差し引いた残額

- 3 第 1 項の無賃送還を行なった場合、回数券を使用する旅客は、当該券片をその後 1 回限り、その券面表示事項に従って使用することができる。

[無賃送還した場合の旅客運賃の払い戻し・鉄道営業法 17・鉄道運輸規程 17・18]

（他経路乗車の取扱い）

第 139 条 第 135 条第 1 項の規定による他経路乗車の取扱いは、旅客がその乗車券に表示された着駅と同一目的地に至る他の最短経路による乗車を請求することができる。この場合、旅客は他経路乗車中に途中下車することができない。

- 2 前項の取扱いをする場合、既に收受した旅客運賃と実際乗車した区間の旅客運賃とを比較して過剰額は払い戻すものとし、不足額は收受しない。

この場合、原乗車券が割引乗車券であるときは、割引条件のいかんにかかわらず、実際乗車した区間に対する割引の旅客運賃によって計算する。

- 3 定期券または回数券を使用する旅客について、第 1 項の取扱いをする場合は、前項の規定にかかわらず、過剰額の払い戻しおよび不足額の收受をしない。

- 4 定期券を使用する旅客が、他経路を乗車中に途中下車する場合は、他経路への分岐駅から下車駅までの区間に対する普通旅客運賃を收受する。

（旅客運賃の払い戻し駅）

第 140 条 第 136 条、第 138 条または第 139 条の規定により、旅客運賃の払い戻しを受けようとする旅客は、次の各号に定める駅で旅客運賃の払い戻しの請求をしなければならない。

- (1) 無貨送還の取扱いを受けない旅客は、旅行中止駅
- (2) 無貨送還の取扱いを受ける旅客は、送還を終えた駅

（不通区間の別途旅行の取扱い）

第 141 条 第 135 条の規定により、列車の運行不能のため不通となった区間を、旅客（定期券または回数券を使用する旅客を除く）が社線によらないで別途に旅行し、乗車券の有効期間内に、前途の駅から乗り継ぎをするときは、あらかじめ係員に申し出て、不乗証明書の交付を受け、不通区間の旅行を終えた後、乗車券にその証明書を添えて前途の駅に差し出し、その証明書に記載された不乗車区間に対する旅客運賃の払い戻しを請求するものとする。

（運行休止の場合の有効期間の延長または旅客運賃の払い戻し）

第 142 条 定期券または回数券を使用する旅客は、列車が運行休止のため引き続き 5 日以上その乗車券を使用できなくなった場合は、定期券は、定期券発売所に、回数券については、発行駅にその乗車券を差し出して、相当日数の有効期間の延長を請求し、または次の各号に定める金額の払い戻しを請求することができる。

- (1) 定期券については、使用しない区間の原定期乗車券と同一の種類および期間による定期旅客運賃を有効期間の日数（有効期間が 1 か月のものは 30 日、3 か月のものは 90 日、6 か月のものは 180 日とする）で除した額（1 円未満の端数は 1 円単位に切り上げる）に休止日数を乗じた額
- (2) 回数券については、回数旅客運賃に残余の券片数を乗じて、これを総券片数で除して 1 円未満の端数を 1 円単位に切り上げた額

[運行休止が 4 日以内の取扱い…規 135]

第 6 款 誤乗および誤購入

（誤乗区間の無賃送還）

第 143 条 旅客（定期券または回数券を使用する旅客を除く）が、乗車券面に表示された区間外に誤って乗車した場合において、係員がその事実を確認したときは、その乗車券の有効期間内であるときに限って、最近の列車によって、その誤乗区間について無賃送還の取扱いをする。

- 2 前項の取扱いをする場合の誤乗区間については、別に旅客運賃を収受しない。

（誤乗区間無賃送還の取扱い）

第 144 条 前条の規定による無賃送還中は、途中下車の取扱いをしない。

- 2 旅客が無賃送還中、途中駅に下車したときは、誤って乗車した区間および既に送還した区間に対して、それぞれ普通旅客運賃を収受する。

（乗車券の誤購入の場合の取扱い）

第 145 条 旅客が誤ってその希望する乗車券と異なる乗車券を購入した場合で、その誤購入の事由が駅名の同一類似その他やむ得ないと認められ、かつ、係員がその事実を認めたときは、正当な乗車券に変更の取扱いをする。

- 2 前項の場合は、既に収受した旅客運賃と正当な旅客運賃とを比較し、不足額は収受し、過剰額は払い戻しする。

第 8 章 入場券

（入場券の発売）

第 146 条 乗車以外の目的で乗降場に入場しようとする者は、入場券を購入し、これを所持していなければならない。ただし、6 才以上の入場券所持者が随伴する幼児 2 人までについては、この限りでない。

（入場料金）

第 147 条 入場券は、1 枚につき大人は 210 円、小児は 110 円とする。

（入場券の効力）

第 148 条 入場券は、発売駅で発売当日中に 1 人 1 回、入場時刻から 2 時間以内（以下、「制限使用時間」という。）に限って使用することができる。

2 入場券所持者は、列車内に立ち入ることができない。

（入場券が無効となる場合）

第 149 条 入場券は、次の各号の 1 に該当する場合は、無効として回収する。

- (1) 券面表示事項を塗り消し、または改変して使用したとき
- (2) 発売駅以外の駅で使用したとき
- (3) 使用時間を越えて使用したとき。ただし、この場合にあっては使用時間のうち制限使用時間を越えた時間（以下、「超過使用時間」という。）について無効とする。
- (4) その他入場券を不正行為の手段として使用したとき

2 前項の規定は、偽造の入場券を使用して入場した場合に準用する。

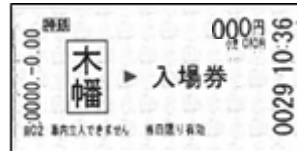
（入場券の様式）

第 150 条 入場券の様式は、次のとおりとする。

（1）自動券売機発売の場合



（2）簡易型券売機発売の場合



備考 ①小児用は、「小」を表示する。

（入場券の改札および引き渡し）

第 151 条 入場券を使用する旅客は、入場の際に当該入場券を自動改札機により改札を受け、その使用を終えたときは自動改札機により集札しなければならない。その効力を失った場合も同じとする。

（無札入場者）

第 152 条 乗車以外の目的によって、入場券を所持しないで入場した場合、または第 149 条第 1 項の規定により、入場券を無効として回収した場合は、当該入場者から第 147 条の規定による入場料金を収受する。また、第 149 条第 1 項第 3 号に該当する場合は、超過使用時間を制限使用時間で除したもの（小数点以下切上げ）に、第 147 条の規定による入場料金を乗じた額を収受する。

（入場料金の払い戻し）

第 153 条 第 6 条の規定により、入場券の使用を制限し、または停止した場合、入場券を所持する者は、入場料金の払い戻しを請求することができる。

2 前項による場合のほか、入場料金の払い戻しはしない。

第9章 手回り品

（手回り品および持込禁制品）

第 154 条 旅客は、第 156 条または第 157 条の規定により、その携行する物品を手回り品として車内に持ち込むことができる。ただし、次の各号の 1 に該当する物品は、車内に持ち込むことができない。

- (1) 別表第 1 号に掲げるもの（以下「危険品」という。）および他の旅客に危害を及ぼすおそれがあるもの
 - (2) 刃物（適切に梱包されたものを除く。）
 - (3) 暖炉およびこん炉（乗車中に使用するおそれがないと認められるものおよび懐炉を除く。ただし、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように措置することとする。）
 - (4) 死体
 - (5) 動物（少量の小鳥・小虫類・初生ひなおよび魚介類で容器に入れたもの、または第 156 条第 3 項に規定する補助犬ならびに第 157 条第 2 項の規定により持ち込み承諾を受けた動物を除く）
 - (6) 不潔または臭気のため、他の旅客に迷惑をかけるおそれがあるもの
 - (7) 車両を破損するおそれがあるもの
- 2 前項ただし書き第 1 号または第 2 号の規定による物品の車内への持ち込みの防止その他車内および乗降場内の保安上の理由により、その旅客の立会いを求め、手回り品の内容を点検することがある。
- 3 旅客に対し、前項に定める点検対象者の特定のための協力を求めることがある。
- 4 第 2 項または前項の規定による協力の求めに応じたことによって、列車に乗車できないとき（第 1 項ただし書きに定める物品を所持していなかった場合に限る。）は、第 135 条第 1 項第 3 号に定めるいずれかの取扱いを選択のうえ請求することができる。
- 5 第 2 項および第 3 項の規定による、手回り品の内容の点検の求めおよび協力の求めに応じない旅客は、前途の乗車をすることができない。点検後の指示に従わない場合も同様とする。
- 6 前項の場合、旅客に対し車内または乗降場からの退去を求めることがある。

[持込禁制品・鉄道運輸規定 23、手回り品の内容点検・鉄道営業法 10]

（危険品のうち適用除外の物品）

第 155 条 第 154 条の 2 別表第 1 号に定める危険品のうち適用除外の物品は、不注意等により内容物が漏れ出ることがないように適切な保管対応が行われたものに限り、手回り品として車内に持ち込むことができる。

（注）揮発油等の可燃性液体そのものは、一切、車内に持ち込むことができない。

（無料手回り品）

第 156 条 旅客は、第 157 条に規定する以外の携帯できる物品であって、列車等の状況により、運輸上支障を生ずるおそれがないと認められるときに限り、3 辺の最大の和が 250 cm 以内のもので、その重量が 30 kg 以内のものを無料で車内に 2 個まで持ち込むことができる。ただし、長さ 2 m をこえる物品は車内に持ち込むことができない。

2 旅客は、前項に規定する制限内であっても、自転車およびサーフボードについては、次の各号の 1 に該当する場合に限り、無料で車内に持ち込むことができる。

（1）自転車にあつては、解体して専用の袋に収納したもの、または折りたたみ式自転車であつて、折りたたんで専用の袋に収納したもの

（2）サーフボードにあつては、専用の袋に収納したもの

3 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）第 16 条第 1 項に規定する認定を受けた身体障害者補助犬を同法第 12 条に規定された表示を行い、補助犬を制御することができる引具をつけ、旅客が身体障害者補助犬認定証または盲導犬使用者証を所持する場合に限り、身体障害者補助犬を無料で車内に随伴させることができる。

4 「海外から渡航してくる補助犬使用者への対応ガイドライン」（平成 30 年 11 月厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援復興室）に則り、日本における指定法人等の認定を受けた補助犬を指定法人等が発行した表示を行い、旅客が海外補助犬使用者期間限定証明書を所持する場合に限り、補助犬を無料で車内に随伴させることができる。

5 旅客は、社が特に認めた日付、列車および区間において、乗降場所を限定して、第 1 項および第 2 項の規定にかかわらず自転車を車内に持ち込むことができる。

（注）旅客が、自己の身の回り品として携帯する傘・つえ・ハンドバッグ・ショルダーバッグ等は、第 1 項に規定する個数制限にかかわらず、これを車内に持ち込むことができる。

（有料手回り品および普通手回り品料金）

第 157 条 旅客は、小犬・猫・鳩またはこれらに類する小動物（猛獣および蛇の類を除く）であって、次の各号に該当するものは、前条の規定に準じて社の承諾を受け、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。

- (1) 他の旅客に危害を及ぼし、または迷惑をかけるおそれがないと認められるものであって、3 辺の最大の和が 120cm 以内の専用の容器に収納したもの
 - (2) 専用の容器に収納した重量が 10 kg 以内のもの
- 2 前各項のほか、社が特に持ち込みを承認したものは、普通手回り品料金を支払って車内に持ち込むことができる。
 - 3 普通手回り品料金は、旅客の 1 回の乗車ごとに 1 個について 290 円とする。

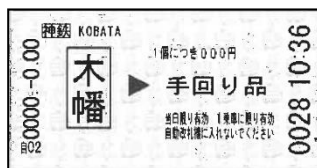
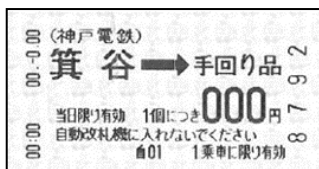
（普通手回り品切符の様式）

第 158 条 第 157 条の規定により、普通手回り品料金を支払って、有料手回り品を車内に持ち込む旅客に対しては、普通手回り品切符を交付する。

2 普通手回り品切符の様式は、次のとおりとする。

(1) 自動券売機発売の場合

(2) 簡易型券売機発売の場合



（普通手回り品切符の効力）

第 159 条 普通手回り品切符は、その切符または証票に表示された条件に従って、当該手回り品を車内に持ち込む場合に限って有効とする。ただし、途中下車したときは、その効力を失う。

2 普通手回り品切符は、有料手回り品を持ち込む際に係員に呈示して改札を受け、下車の際にこれを係員に引き渡さなければならない。また、普通手回り品切符は、旅客がこれを携帯し、係員から請求があるときは、いつでもこれを呈示しなければならない。

規則（160 条）

手回り品

第 160 条（削除）

第 161 条（削除）

（持込禁制品または制限外手回り品を持ち込んだ場合の処理）

第 162 条 旅客が規則第 154 条第 1 項但書の規定による、持込禁制品または規則第 156 条の規定による持込制限をこえる物品を社の承認を受けずに車内に持ち込んだ場合は、旅客を最近の駅に下車させ、かつ、次の各号により料金および増料金を収受する。

- (1) 規則第 154 条第 1 項但書の規定による、持込禁制品を持ち込んだとき当該物品 1 個ごとに普通手回り品料金とその 10 倍の増料金を収受するほか、危険品にあつては、次の増料金をあわせて収受する。

ア．火薬類 1 kg について	1,000 円
イ．その他の危険品 1 kg について	300 円
 - (2) 前号のほか、車内に持ち込むことのできない物品を持ち込んだときは、普通手回り品料金およびその 2 倍の増料金
- 2 着駅において、旅客が規則第 154 条第 1 項但書の規定による、持込禁制品または規則第 156 条の規定による、持込制限をこえる物品を社の承諾を受けずに車内に持ち込んだことを発見したときは、前項の規定を準用する。

（持込禁制品を持ち込もうとした場合の処理）

第 163 条 旅客が、規則第 154 条第 1 項但書の規定による、持込禁制品を車内に持ち込もうとした場合は、同条の規定を準用することがある。

（旅客運送の伴わない物品を持ち込んだ場合の処理）

第 164 条 旅客運送の伴わない物品を、手回り品のように装う等の手段により、物品の無賃送還を図った場合は、無賃送還を図った者に対し、規則第 162 条第 1 項第 1 号の規定を準用する。

（手回り品の保管）

第 165 条 手回り品は、旅客において保管の責任を負わなければならない。

[手回り品の保管責任…鉄道運輸規定 23]

規 則 別 表

規 則 別 表

第1号

危 険 品

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
1	爆 発 性 の 物	火 薬 類	火 薬	黒色火薬、その他硝酸塩を主とする火薬	銃用火薬	容器・荷造ともの重量が1キログラム以内のもの
				無煙火薬、その他硝酸エステルを主とする火薬		
				過塩素酸塩を主とする火薬		
			爆 薬	雷こう、その他の起爆薬	—	
				硝安爆薬	—	
				塩素酸カリ爆薬	—	
				カーリット	—	
				その他の硝酸塩、塩素酸塩又は過塩素酸塩を主とする爆薬	—	
				硝酸エステル	—	
				ダイナマイト類	—	
				ニトロ化合物とこれを主とする爆薬	—	
			火 工 品	雷管	銃用雷管	振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した400個以内のもの
				実包	銃用実包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内（競技用の口径0.22インチ以内のライフル銃用実包又は拳銃用実包にあっては800個以内）のもの
				空包	銃用空包	弾帯又は薬ごうにそう入し、又は振動・衝撃等によって発火するおそれのない容器に収納した200個以内のもの
				信管	—	
				火管	—	

規 則 別 表

品目 番号	大分 類	中分 類	小分 類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
				導爆線	—		
				雷管又は火管付薬きょう	銃 用 雷 管 付 薬 き ょ う	振動・衝撃等によって発火する おそれのない容器に収納した 400個以内のもの	
				火薬又は爆薬を装てんし た弾丸類	—		
				星火を発する榴弾	—		
				救命索発射器用ロケット	—		
				煙火	—		
				がん具煙火	がん具煙 火（おも ちゃ花 火、発炎 筒＊）、競 技用紙雷 管及びそ の他のが ん具用軽 火工品	容器・荷造との重量が1キロ グラム以内のもの	
				競技用紙雷管（大形紙雷 管を含む。）			
				導火線			
				電気導火線			
				その他の火工品	—		
			その他	その他、火薬類取締法(昭和25年法律第149号)で定める火薬類	—		
1	爆発性の物	その他爆発性の物	—	ニトログリセリン	狭心症用 舌下錠＊	容器・荷造との重量が2キロ グラム以内のもの	
			—	ニトロセルローズ	ラ ッ カ ー ス プ レ ー ＊		
			—	過酸化ベンゾイル	ニ キ ビ 治 療薬＊	容器・荷造との重量が3キロ グラム以内のもの	
			—	ジニトロベンゼン	—		
			—	ジニトロナフタリン	—		
			—	ジニトロトルエン	—		

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
2	発 火 性 の 物		—	ジニトロフェノール	—	
			—	ニトログリコール	—	
			—	トリニトロベンゼン	—	
			—	トリニトロトルエン	—	
			—	ピクリン酸	—	
			—	過酢酸	—	
			—	メチルエチルケトン過酸化 化物	—	
			—	アジ化ナトリウム	—	
			—	その他、労働安全衛生法 施行令（昭和47年政令第 318号）における危険物 「1. 爆発性の物」に該当す る品目	—	
		マ ッ チ	—	安全マッチ	安 全 マ ッ チ	容器・荷造ともの重量が3キロ グラム以内のもの
			—	硫化リンマッチ	—	
			—	黄リンマッチ	—	
		そ の 他 発 火 性 の 物	—	セルロイド類	ペ ン、眼 鏡 ＊	実重量が300グラム以内のもの
			—	金属カリウム	—	
			—	金属リチウム	—	
			—	金属ナトリウム（金属ソー ダ）	—	
			—	カリウムアマルガム	—	
			—	ナトリウムアマルガム	—	
			—	マグネシウム（粉状箔状 又はひも状のものに限 る。）	—	
			—	アルミニウム粉	—	
			—	マグネシウム粉及びアル ミニウム粉以外の金属粉	—	
			—	黄リン	—	

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	硫化リン	—	
			—	赤りん	—	
			—	リン化石灰	—	
			—	リン化カルシウム	—	
			—	ハイドロサルファイト (亜二チオン酸ナトリウ ム)	—	
			—	カーバイド (炭化カルシ ウム)	—	
			—	その他の発火性の物及び 製品	油紙 (刃物 用包装紙 等) *	容器・荷造との重量が5キ ログラム以内のもの
3	引 火 性 の 物	可 燃 性 液 体	—	メタノール (メチルアル コール又は木精)	消毒用ア ルコール *	2 リットル以内又は容器・荷造 との重量が2キログラム以内 のもの
			—	アセトン	ネイルリ ムーバー *	
			—	コロジオン	水絆創膏、 角質軟化 剤*	
			—	ブタノール (ブチルアル コール)	希釈用ア ルコール *	
			—	松根油	絵具用溶 剤*	
			—	テレピン油 (松精油)	絵具用溶 剤*	
			—	エタノール	消毒用エ タノール、 除菌スプ レー*	
3	引 火 性 の 物	可 燃 性 液 体	—	酢酸	食用酢酸、 掃除用酢 酸、農業用 酢酸*	2 リットル以内又は容器・荷造 との重量が2キログラム以内 のもの
			—	鉱油原油	皮膚の保 護剤、保湿	

追5・追36

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
					剤、化粧品 (ローション、クリーム等) *	
			—	アルコール (変性アルコールを含む。)	酒類*	
			—	揮発油		—
			—	ソルベントナフタ		—
			—	コールタール軽油		—
			—	ベンゼン (ベンゾール)		—
			—	トルエン (トルオール)		—
			—	キシレン (キシロール又はザイロール)		—
			—	二硫化炭素		—
			—	酢酸ビニルモノマ		—
			—	エーテル		—
			—	クロロシラン		—
			—	アセトアルデヒド		—
			—	パラアルデヒド		—
			—	ジエチルアルミニウム		—
			—	モノメチルアミン		—
			—	トリメチルアミンの水溶液		—
			—	ジメチルアミン		—
			—	ピリジン		—
			—	酢酸アルミ		—
			—	酢酸エチル		—
			—	酢酸メチル		—
			—	義酸エチル		—
			—	プロピルアルコール		—
			—	ビニルメチルエーテル		—

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	臭化エチル（エチルブロ マイド）	—	
			—	酢酸ブチル	—	
			—	フーゼル油	—	
			—	灯油（石油）	—	
			—	軽油（ガス油）	—	
			—	重油（バンカー油、ディ ーゼル重油）	—	
			—	ガソリン	—	
			—	ニトロベンゼン（ニトロ ベンゾール）	—	
			—	ニトロトルエン（ニトロ トルオール）	—	
			—	エチルエーテル	—	
			—	酸化プロピレン	—	
			—	ノルマルヘキサン	—	
			—	エチレンオキシド	—	
			—	酢酸ノルマルペンチル	—	
			—	イソペンチルアルコール	—	
			—	メチルエチルケトン	—	
		そ の 他	—	その他の引火性の物及び その製品	ペンキ＊	２リットル以内又は容器・荷造 との重量が２キログラム以内 のもの
4	可 燃 性 の ガ ス	高 圧 ガ ス	圧 縮 ガ ス	酸素ガス	酸 素 ボ ン ベ、 酸素缶＊	医療用又は携帯用酸素容器に封 入した酸素ガスで２本以内のも の
				炭酸ガス（二酸化炭素）	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで ２本以内のもの
					炭 酸 ガ ス カ ー ト リ ッ ジ＊	２リットル以内又は容器・荷造 との重量が２キログラム以内 のもの
				天然ガス	プ ロ パ ン ガ ス＊	
				水素ガス	水 素 ガ ス 吸 入 器＊	

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				窒素ガス	窒 素 ガ ス ボンベ*	
				オゾン	オゾン発 生器*	
				ヘリウム	ヘリウム ガス*	
				ネオンガス	ネオン管 *	
				アセチレンガス	—	
				硫化水素ガス	—	
				一酸化炭素ガス	—	
				石炭ガス	—	
				水性ガス	—	
				空気ガス	—	
				アンモニアガス	—	
				塩素ガス	—	
				亜酸化窒素ガス（笑気ガ ス）	—	
				ホスゲンガス	—	
				アルゴン	—	
				エタン	—	
				エチレン	—	
				メタン	—	
				その他の圧縮ガス及びそ の製品	—	
			液 化 ガ ス	液体炭酸	消火器	消火器内に封入した炭酸ガスで 2本以内のもの
				液化プロパン	プロパン ガス*	2リットル以内又は容器・荷造 との重量が2キログラム以内 のもの
				フreon—12	エアゾー ル噴射剤、 エアコン ガス*	

規 則 別 表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				フreon-22	エアゾール噴射剤、エアコンガス*	
				ブタン	ライター、カセットガスボンベ*	
				液体空気		—
				液体窒素		—
				液体酸素		—
				液体アンモニア		—
				液体塩素		—
				液体亜硫酸		—
				液化シアン化水素（液体青酸）		—
				塩化エチル		—
				塩化メチル（メチルクロライド）		—
				液化酸化エチレン		—
				塩化ビニルモノマ		—
4	可燃性のガス	高圧ガス	液化ガス	液体メタン		—
				その他の液化ガス及びその製品		—
5	酸化性の物	塩素酸塩類	—	塩素酸ナトリウム（塩素酸ソーダ）		—
			—	塩素酸カリウム		—
			—	塩素酸バリウム（塩酸バリウム）		—
			—	塩素酸カルシウム		—
			—	塩素酸ストロンチウム		—
			—	塩素酸アンモニウム		—

規 則 別 表

品目番号	大分類	中分類	小分類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
			—	その他の塩素酸塩類	—	
			過塩素酸塩類	過塩素酸アンモニウム (過塩素酸アンモン)	—	
				過塩素酸カリウム	—	
				過塩素酸ナトリウム	—	
				その他の過塩素酸塩類	—	
		過酸化物	—	過酸化ナトリウム (過酸化ソーダ)	—	
			—	過酸化カルシウム	—	
			—	過酸化マグネシウム	—	
			—	過酸化バリウム	—	
			—	過酸化亜鉛	—	
			—	過酸化カリウム	—	
			—	その他の無機過酸化物	—	
		硝酸塩類	—	硝石 (硝酸カリウム)	肥料*	容器・荷造との重量が2キログラム以内のもの
			—	硝酸アンモニウム (硝酸アンモン又は硝安)	—	
			—	硝酸ナトリウム	—	
			—	その他の硝酸塩類	—	
		亜塩素酸塩類	—	亜塩素酸ナトリウム	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの
			—	その他の亜塩素酸塩類	—	
		次亜塩素酸塩類	—	晒粉 (次亜塩素酸カルシウム)	—	
			—	その他の次亜塩素酸塩類	漂白剤*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造しているもので、液体は1リットル以内、固体は重量が0.5キログラム以内のもの
			そ	過硫酸アンモニウム	PPP—	

規 則 別 表

品目 番号	大分 類	中分 類	小分 類	危険品の品目	適用除外の物品		
					物品	重量、数量等	
		他酸化性の物	—	過硫酸カリウム	—		
			—	過硫酸ナトリウム	—		
			—	三酸化クローム（無水クロム酸）	—		
			—	その他の酸化性の物及び製品	—		
6	放射性の物	放射性物質等	—	放射性同位元素等並びに核原料物質、核燃料物質及びこれらに汚染されたもの	—		
7	その他危険物	毒物・劇物	—	硫酸	バッテリー液*	密閉した容器に収納し、且つ、破損するおそれのないよう荷造した0.5リットル以内のもの	
			—	塩酸	トイレ用強力洗浄剤*		
			—	硝酸	—		
			—	塩化スルホン酸（塩化スルフリルを含む。）	—		
			—	沸化水素酸	—		
			—	硫酸ジメチル（ジメチル硫酸）	—		
7	その他危険物	毒物・劇物	—	フェロシリコン	—		
			—	塩化硫黄	—		
			—	クロルピクリン	—		
			—	四エチル鉛	—		
			—	クロロホルム	—		
			—	臭素（ブロム）	—		
			—	ホルマリン	—		
			—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	—		
—	その他、毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）で指定されている毒物及び劇物	バッテリー	薬液を入れた鉛蓄電池で、堅固				

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
				締法で指定されている毒物及び劇物を使用した製品(薬液を入れた鉛蓄電池など)	一＊	な木箱に入れ、且つ、端子が外部に露出しないように荷造したもの
		農 薬	—	硫黄剤	農 薬 取 締 法 (昭和23 年 法 律 第 82号) の 適 用 を 受 け る 農 薬	拡散用高压容器に封入した農薬 で2本以内のもの
			—	除虫菊剤		
			—	燐剤		
			—	DN剤		
			—	燻蒸剤		
			—	殺鼠剤		
			—	除草剤		
			—	展着剤		
			—	銅剤		
			—	水銀剤		
			—	ホルマリン剤		
			—	ジネブ剤		
			—	石灰剤		
			—	砒素剤		
			—	ニコチン剤		
			—	デリス剤		
			—	BHC剤		
			—	D D T 剤		
			—	鉋油剤		
			—	その他、農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けるもの		
	そ の 他 危 険		—	生石灰(酸化カルシウム)	乾燥剤＊	破損するおそれのない容器に密閉した1個の重量が20キログラム以内のもの
			—	塩化アセトフェノン(クロルアセトフェノン)	催 涙 ス プ レー＊	容器・荷造ともの重量が3キログラム以内のもの

規 則 別 表

品 目 番 号	大 分 類	中 分 類	小 分 類	危険品の品目	適用除外の物品	
					物品	重量、数量等
		物	—	低温焼成ドロマイト		—
			—	塩化リン		—
			—	臭化ベンジル		—
			—	四塩化チタン		—

(注1)「適用除外の物品」欄中「物品」欄に＊印が記載されているものは、日常の用途に使用する小売店等で通常購入可能な製品を適用除外とするものであり、その例を示しているものである。

(注2)農薬取締法(昭和23年法律第82号)の適用を受けない農薬は、危険品に該当しない。

規 則 別 表

第2号

営 業 キ ロ 程 表

(有馬線：湊川駅からの営業キロ程)

駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程
湊川	0.0	北鈴蘭台	9.4	大池	17.1
長田	1.9	山の街	10.3	神鉄六甲	18.1
丸山	2.6	箕谷	12.0	唐櫃台	18.9
鶴越	3.6	谷上	13.7	有馬口	20.0
鈴蘭台	7.5	花山	15.4	有馬温泉	22.5

(三田線：有馬口駅からの営業キロ程)

駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程
有馬口	0.0	二郎	6.4	三田本町	11.0
五社	1.4	道場南口	7.3	三田	12.0
岡場	3.3	神鉄道場	8.5		
田尾寺	4.9	横山	10.0		

(公園都市線：横山駅からの営業キロ程)

駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程
横山	0.0	南ウッディタウン	4.5
フラワータウン	2.3	ウッディタウン中央	5.5

(栗生線：鈴蘭台駅からの営業キロ程)

駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程	駅名	営業キロ程
鈴蘭台	0.0	押部谷	11.2	大村	20.8
鈴蘭台西口	0.8	緑が丘	12.8	檜山	23.2
西鈴蘭台	1.3	広野ゴルフ場前	13.5	市場	23.9
藍那	3.0	志染	15.6	小野	26.2
木津	6.4	恵比須	17.6	葉多	27.7
木幡	8.1	三木上の丸	18.6	栗生	29.2
栄	9.6	三木	19.3		

規 則 別 表

第3号

普 通 旅 客 運 賃

(2025 年 1 月 19 日改定)

区数	キロ程	大人の 普通旅客 運賃(円)	小児の 普通旅客 運賃(円)	区数	キロ程	大人の 普通旅客 運賃(円)	小児の 普通旅客 運賃(円)
1 区	1－2	210	110	11 区	24－26	670	340
2 区	3－4	270	140	12 区	27－29	700	350
3 区	5－6	340	170	13 区	30－32	720	360
4 区	7－8	390	200	14 区	33－36	750	380
5 区	9－10	440	220	15 区	37－40	780	390
6 区	11－12	480	240	16 区	41－44	810	410
7 区	13－14	520	260	17 区	45－49	830	420
8 区	15－17	560	280	18 区	50－54	850	430
9 区	18－20	600	300	19 区	55－58	880	440
10 区	21－23	640	320				

規 則 別 表

第4号

定 期 旅 客 運 賃

和程	大人の通勤定期旅客運賃			大人の通学定期旅客運賃					
	1 か月	3 か月	6 か月	1 か月	3 か月	6 か月	1 学期	2 学期	3 学期
1-2	7,930	22,610	42,830	3,690	10,520	19,930	11,930	13,330	9,120
3-4	10,720	30,560	57,890	4,970	14,170	26,840	16,070	17,970	12,290
5-6	13,050	37,200	70,470	6,050	17,250	32,670	19,560	21,860	14,950
7-8	15,370	43,810	83,000	7,010	19,980	37,860	22,650	25,310	17,330
9-10	17,220	49,080	92,990	7,750	22,090	41,850	25,050	28,000	19,160
11-12	18,610	53,040	100,500	8,320	23,720	44,930	26,890	30,060	20,570
13-14	20,010	57,030	108,060	8,890	25,340	48,010	28,730	32,110	21,970
15-17	21,610	61,590	116,700	9,510	27,110	51,360	30,740	34,360	23,490
18-20	22,790	64,960	123,070	9,980	28,450	53,900	32,260	36,060	24,660
21-23	23,980	68,350	129,500	10,450	29,790	56,430	33,770	37,740	25,830
24-26	25,180	71,770	135,980	10,890	31,040	58,810	35,180	39,320	26,900
27-29	25,990	74,080	140,350	11,130	31,730	60,110	35,970	40,210	27,500
30-32	26,790	76,360	144,670	11,360	32,380	61,350	36,700	41,020	28,070
33-36	27,510	78,410	148,560	11,710	33,380	63,240	37,840	42,290	28,940
37-40	28,010	79,830	151,260	11,920	33,980	64,370	38,520	43,060	29,460
41-44	28,470	81,140	153,740	12,170	34,690	65,720	39,330	43,960	30,070
45-49	28,960	82,540	156,390	12,390	35,320	66,910	40,040	44,760	30,610

規 則 別 表

50-54	50-54	29,440	83,910	158,980	12,600	35,910	68,040	40,700	45,490
55-58	55-58	29,940	85,330	161,680	12,860	36,660	69,450	41,560	46,460

料金

(小児運賃は大人運賃を折半し、10 円単位に切り上げる)

1 学期：4 月 8 日から 7 月 20 日まで (104 日)

2 学期：9 月 1 日から 12 月 24 日まで (115 日)

3 学期：1 月 8 日から 3 月 25 日まで (77 日)

第 5 号 (旅客運賃の払い戻し等に関する手数料)

取扱場所	手数料の金額 (円)			
	普通券	定期券	回数券	団体券・貸切券
全駅 (新開地駅をのぞく)	210	220	220	220

附 則

〔旅客の輸送契約条件の変更〕

- 1 経済情勢などの外的環境が変化した場合、または当社の経営・運営状況に変化があった場合、その他の合理的必要性がある場合は、内容について変更することがあります。
- 2 前項による変更の際には、当社ホームページ等その他相当な方法であらかじめ周知します。

この規則は、2025 年 5 月 1 日より実施します。